

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事
工事地名	埼玉県八潮市八條地先 外 1 箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 6 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 7 月
2) 事務所名	北首都国道事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026 年 7 月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 7 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路改良工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	194日間 自 令和 8 年 8 月 17 日 (当初) 至 令和 9 年 2 月 26 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	浦和地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 4 号	2 2) 処 分 費 等	884,095
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 6 月 9 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：
----------	-------	----------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その2 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【八潮地区】			式	1		42,505,920			
地盤改良工			式	1		42,045,120			
路床安定処理工			式	1		1,401,120			
安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり使用量 16.5t/100m2 特殊土用 フレコンパック	m2	252	5,560	1,401,120				単-1号
固結工(ICT)			式	1		40,644,000			
スラリー攪拌(ICT) (1) 杭種B-1	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 14.2m 長さ(杭長) 12.7m	本	52	210,200	10,930,400				単-2号
スラリー攪拌(ICT) (2) 杭種B-2	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 33.6m	本	14	663,700	9,291,800				単-3号
スラリー攪拌(ICT) (3) 杭種B-3	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.1m 長さ(杭長) 33.4m	本	14	692,300	9,692,200				単-4号
スラリー攪拌(ICT) (4) 杭種B-9	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 34.5m	本	16	670,600	10,729,600				単-5号
仮設工			式	1		460,800			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その2 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通管理工			式	1		460,800			
交通誘導警備員			人日	24	19,200	460,800			単-6号
直接工事費			式	1		42,505,920			
共通仮設費			式	1		15,069,025			
共通仮設費			式	1		10,568,025			
運搬費			式	1		8,908,000			
重建設機械分解組立輸送費			回	1	8,908,000	8,908,000			単-7号
技術管理費			式	1		1,261,025			
六価クロム溶出試験費			式	1		46,800			内-1号
システム初期費 (ICT)			式	1		1,150,000			内-2号
道路施設基本データ作成費用			式	1		64,225			内-3号
現場環境改善費（率計上）			式	1		399,000			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（当 初）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1		4,501,000				
		式	1		57,574,945				
現場管理費		式	1		17,603,000				
		式	1		103,936,826				
工事原価		式	1		18,813,174				
		式	1		122,750,000				
一般管理費等		式	1		12,275,000				
		式	1		135,025,000				
工事価格									
消費税相当額									
工事費計									

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（（当 初）草加地区）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路改良 【草加地区】			式	1		18,415,881			
道路土工			式	1		2,444,184			
掘削工 (ICT)			式	1		1,285,712			
掘削 (ICT)		土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3	1,200	437.7	525,240			単-1号
土砂等運搬 現場～仮置場		土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3	1,070	570.6	610,542			単-2号
整地		残土受入れ地での処理	m3	1,100	136.3	149,930			単-3号
路体盛土工 (ICT)			式	1		1,158,472			
路体 (築堤) 盛土 (ICT)			m3	1,000	266	266,000			単-4号
土砂等運搬 仮置場～現場		土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3	1,070	570.6	610,542			単-5号
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m3	1,100	256.3	281,930			単-6号
法面工			式	1		195,240			
かご工			式	1		195,240			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（（当 初） 草加地区）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ふとんかご		幅 120 c m 高さ 50 c m 階段式 高さ50cm×幅120cm 割栗石 150-200mm	m	12	16, 270	195, 240			単-7号
カルバート工			式	1		8, 888, 056			
作業土工			式	1		1, 154, 506			
床掘り		土砂	m3	540	261. 9	141, 426			単-8号
埋戻し		土砂	m3	460	2, 101	966, 460			単-9号
基面整正			m2	90	518	46, 620			単-10号
プレキャストカルバート工			式	1		7, 733, 550			
プレキャストボックス (1)		内幅 0. 3m 内高 0. 3 m	m	47. 4	26, 900	1, 275, 060			単-11号
プレキャストボックス (2)		内幅 0. 5m 内高 0. 5 m	m	3	61, 830	185, 490			単-12号
プレキャストボックス (3)		内幅 0. 6m 内高 0. 6 m	m	76. 5	82, 000	6, 273, 000			単-13号
排水構造物工			式	1		2, 422, 386			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（（当 初） 草加地区）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
作業土工			式	1		380,650			
床掘り （小規模）		土砂	m3	70	2,405	168,350			単-14号
埋戻し （小規模）		土砂	m3	50	4,246	212,300			単-15号
側溝工			式	1		430,196			
プレキャストU型側溝		PU3-300×300	m	24	12,690	304,560			単-16号
側溝蓋		3種 412×95×500	枚	49	2,564	125,636			単-17号
集水桝・マンホール工			式	1		1,611,540			
現場打ち集水桝 (1)		現場打材 18-8-25(高 炉) 500×500×600 法 面作業補正無	箇所	1	54,880	54,880			単-18号
現場打ち集水桝 (2)		現場打材 18-8-25(高 炉) 500×500×1200 法面作業補正無	箇所	1	117,900	117,900			単-19号
現場打ち集水桝 (3)		現場打材 24-12-25(高 炉) 800×800×1600 法面作業補正無	箇所	1	225,700	225,700			単-20号
現場打ち集水桝 (4)		現場打材 24-12-25(高 炉) 800×800×1650 法面作業補正無	箇所	1	226,000	226,000			単-21号
現場打ち集水桝 (5)		現場打材 24-12-25(高 炉) 900×900×1050 法面作業補正無	箇所	1	350,800	350,800			単-22号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（（当 初） 草加地区）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場打ち集水桝 (6)		現場打材 24-12-25(高 炉) 900×900×1560 法面作業補正無	箇所	1	405,300	405,300			単-23号
蓋		グレーチング 蓋(T-25) 500 用	枚	2	35,040	70,080			単-24号
蓋		グレーチング 蓋(T-25) 800 用	枚	2	80,440	160,880			単-25号
構造物撤去工			式	1		3,429,215			
作業土工			式	1		1,060,738			
床掘り (小規模)		土砂	m3	40	2,405	96,200			単-26号
床掘り		土砂	m3	320	261.9	83,808			単-27号
埋戻し (小規模)		土砂	m3	50	4,246	212,300			単-28号
埋戻し		土砂 最大埋戻幅1m以 上4m未満	m3	280	2,101	588,280			単-29号
埋戻し		土砂 最大埋戻幅4m以 上	m3	70	1,145	80,150			単-30号
構造物取壊し工			式	1		1,199,322			
コンクリート構造物取壊し (無筋)		無筋構造物 機械施工	m3	49	11,730	574,770			単-31号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（（当 初） 草加地区）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し （有筋）		鉄筋構造物 機械施工	m3	9	21, 000	189, 000			単-32号
舗装版破砕		アスファルト舗装版 舗装版 厚 19 c m	m2	480	907. 4	435, 552			単-33号
運搬処理工			式	1		1, 169, 155			
殻運搬		アスファルト殻	m3	92	2, 387	219, 604			単-34号
殻運搬		コンクリート殻（無筋）	m3	49	1, 091	53, 459			単-35号
殻運搬		コンクリート殻（鉄筋）	m3	9	1, 333	11, 997			単-36号
殻処分		アスファルト殻	m3	92	5, 875	540, 500			単-37号
殻処分		コンクリート殻（無筋）	m3	49	5, 405	264, 845			単-38号
殻処分		コンクリート殻（鉄筋）	m3	9	8, 750	78, 750			単-39号
仮設工			式	1		1, 036, 800			
交通管理工			式	1		1, 036, 800			
交通誘導警備員			人日	54	19, 200	1, 036, 800			単-40号

設計内訳書

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（（当 初） 草加地区）					事業区分	道路新設・改築		
						工事区分	道路改良		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費			式	1		18,415,881			
共通仮設費			式	1		3,421,000			
共通仮設費			式	1		1,342,000			
技術管理費			式	1		1,146,000			
システム初期費 (ICT)			式	1		1,146,000			内-1号
現場環境改善費（率計上）			式	1		196,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		2,079,000			
純工事費			式	1		21,836,881			
現場管理費			式	1		6,922,000			
工事原価			式	1		28,758,881			

一式当たり内訳書

六価クロム溶出試験費
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
六価クロム溶出試験費		検体	6	7, 800	46, 800			
合 計					46, 800			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (ICT)	深層混合処理機スラー式	式	1		1, 150, 000			
合 計					1, 150, 000			

一式当たり内訳書

道路施設基本作業作成費用

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術員		人	1. 75	36, 700	64, 225			
合 計					64, 225			

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費 (I C T)	バックホ	式	1		598, 000			
システム初期費 (I C T)	ブルドーザ	式	1		548, 000			
合 計					1, 146, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり使用量 16. 5t/100 m2 特殊土用 フレコンパック	単位	m2	数量		1	単価 5, 560
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
安定処理		パック 構造物基礎 1mを超え2m以下 16. 5t/100m2 セメント系（特殊土用）フレコン	m 2	1	5, 560	5, 560		
計						5, 560		
単価						5, 560	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	スリ-攪拌 (ICT) (1) 杭種B-1	セメント系固化材(特殊土用)・パ 杭径 1600mm 長さ(打設 長) 14. 2m 長さ(杭長) 12. 7m	単位	本	数量		1	単価 210, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
スリ-攪拌工 二軸施工(変位低減型) 杭種B-1		杭径Φ1600 打設長14. 2m 杭長12. 7m	本	1	210, 200	210, 200		
計						210, 200		
単価						210, 200	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	スリ-攪拌 (ICT) (2) 杭種B-2	セメント系固化材(特殊土用)・パテ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 33. 6m	単位	本	数量	1	単価	663, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
スリ-攪拌工	二軸施工(変位低減型) 杭種B-2	杭径Φ1600 打設長35m 杭長33. 6m	本	1	663, 700	663, 700		
計						663, 700		
単価						663, 700	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	スリ-攪拌 (ICT) (3) 杭種B-3	セメント系固化材(特殊土用)・パテ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35. 1m 長さ(杭長) 33. 4m	単位	本	数量	1	単価	692, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
スリ-攪拌工	二軸施工(変位低減型) 杭種B-3	杭径Φ1600 打設長35. 1m 杭長33. 4m	本	1	692, 300	692, 300		
計						692, 300		
単価						692, 300	円／本	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	スリ-攪拌 (ICT) (4) 杭種B-9	セメント系固化材(特殊土用)・パテ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 34. 5m	単位	本	数量	1	単価	670, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
スリ-攪拌工 二軸施工(変位低減型) 杭種B-9		杭径Φ1600 打設長35m 杭長34. 5m	本	1	670, 600	670, 600		
計						670, 600		
単価						670, 600	円／本	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	19, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	19, 200	19, 200		
計						19, 200		
単価						19, 200	円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一7号	重建設機械分解組立輸送費		単位	回	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	【深層混合処理機(スリ-式)二軸式 Φ1600mm】							
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) 深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下 標準(1.0)	回	1	8,908,000	8,908,000		
	計					8,908,000		
	単価					8,908,000	円／回	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5, 000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	437. 7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 (I C T)		土砂 オープンカット 無し 5, 000m3未満	m 3	1	437. 7	437. 7		
計						437. 7		
単価						437. 7	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	土砂等運搬 現場～仮置場	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	570. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂 (岩塊・玉石混り土含む) 有り 1. 0km以下	m 3	1	570. 6	570. 6		
計						570. 6		
単価						570. 6	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	整地	残土受入れ地での処理	単位	m3	数量	1	単価	136. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
整地		残土受入れ地での処理	m 3	1	136. 3	136. 3		
計						136. 3		
単価						136. 3	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	266
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土（I C T）		20,000m3未満 無し	m 3	1	266	266		
計						266		
単価						266	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	土砂等運搬 仮置場～現場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	単位	m3	数量		単価	
						1		570. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 1. 0km以下	m 3	1	570. 6	570. 6		
計						570. 6		
単価						570. 6	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	積込(ルーズ)	土砂 土量50, 000m3未満	単位	m3	数量		単価	
						1		256. 3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50, 000m3未満	m 3	1	256. 3	256. 3		
計						256. 3		
単価						256. 3	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	ふとんかご	幅 120 c m 高さ 50 c m 階段式 高さ50cm×幅120cm 割栗石 150-200mm	単位	m	数量	1	単価	16, 270
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ふとんかご		設置 階段式 高さ50cm×幅120cm	m	1	16, 270	16, 270		
計						16, 270		
単価						16, 270	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	261. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 無し	m 3	1	261. 9	261. 9		
計						261. 9		
単価						261. 9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一9号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量		単価	
						1		2, 101
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	1	2, 101	2, 101		
計						2, 101		
単価						2, 101	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一10号	基面整正		単位	m2	数量		単価	
						1		518
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基面整正			m 2	1	518	518		
計						518		
単価						518	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	プレキャストボックス (1)	内幅 0.3m 内高 0.3m	単位	m	数量	10	単価	26, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ボックスカルバート		据付 2.0m/個 0<B≤1.25 0<H≤1.25 基礎砕石 無し 標準	m	10	11, 400	114, 000		
ボックスカルバート (材料費)		各種	m	10	15, 500	155, 000		
計						269, 000		
単価						26, 900	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単-12号	プレキャストボックス (2)	内幅 0.5m 内高 0.5m	単位	m	数量		10	単価	61,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
ボックスカルバート		据付 2.0m/個 0<B≦1.25 0<H≦1.25 基礎砕石 無し 標準	m	10	11,400	114,000			
ボックスカルバート (材料費)		各種	m	10	33,000	330,000			
プレキャスト基礎板据付		730×2000 t=100	m	10	4,024	40,240			
基礎板 (材料費)		730×2000 t=100	枚	5	26,800	134,000			
計						618,240			
単価						61,830	円/m		

1 次単価表

						単価使用年月	2026. 07
						歩掛使用年月	2026. 07
						労務調整係数	1. 000-00-00-2-0
単-13号	プレキャストボックス (3)	内幅 0.6m 内高 0.6m	単位	m	数量	10	単価
名称		規格	単位	数量	単価	金額	82, 000 摘要
ボックスカルバート		据付 2.0m/個 0<B≦1.25 0<H≦1.25 基礎砕石 無し 標準	m	10	11,400	114,000	
ボックスカルバート (材料費)		各種	m	10	51,000	510,000	
プレキャスト基礎板据付		840×2000 t=100	m	10	4,293	42,930	
基礎板 (材料費)		840×2000 t=100	枚	5	30,600	153,000	
計						819,930	
単価						82,000	円/m

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	床掘り (小規模)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2, 405
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2, 405	2, 405		
計						2, 405		
単価						2, 405	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	埋戻し (小規模)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4, 246
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4, 246	4, 246		
計						4, 246		
単価						4, 246	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	プレキャストU型側溝	PU3-300×300	単位	m	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	12, 690	
U型側溝		据付け 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 300A 300×300×2000 無し 無し 有り	m	1	12, 690	12, 690		
計						12, 690		
単価						12, 690	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	側溝蓋	3種 412×95×500	単位	枚	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	2, 564	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	枚	1	2, 564	2, 564		
計						2, 564		
単価						2, 564	円／枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	現場打ち集水桝 (1)	現場打材 18-8-25(高炉) 500×500×600 法面作業補 正無	単位	箇所	数量	1	単価	54, 880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 0. 28m3を超え0. 30m3以下 人力打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	54, 880	54, 880		
計						54, 880		
単価						54, 880	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	現場打ち集水桝 (2)	現場打材 18-8-25(高炉) 500×500×1200 法面作業補 正無	単位	箇所	数量	1	単価	117, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		18-8-25(高炉) 0. 73m3を超え0. 77m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設	箇所	1	111, 300	111, 300		
足掛金物		W300 Φ19	本	3	2, 170	6, 510		
計						117, 810		
単価						117, 900	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
単一20号	現場打ち集水桝 (3)	現場打材 24-12-25(高炉) 800×800×1600 法面作業 補正無	単位	箇所	数量	1	単価 225, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 1. 29m3を超え1. 36m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	194, 100	194, 100	
鉄筋工 組立		一般構造物 SD345 D13 標準	t	0. 083	157, 300	13, 055. 9	
鉄筋コンクリート用棒鋼		S D 3 4 5 D 1 3	t	0. 083	118, 000	9, 794	
足掛金物		W300 Φ19	本	4	2, 170	8, 680	
計						225, 629. 9	
単価						225, 700	円／箇所

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
単一21号	現場打ち集水桝 (4)	現場打材 24-12-25(高炉) 800×800×1650 法面作業 補正無	単位	箇所	数量	1	単価 226, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 1. 29m3を超え1. 36m3以下 ハックホ（クレーン機能付）打設 一般養生・特殊養生（練炭）	箇所	1	194, 100	194, 100	
鉄筋工 組立		一般構造物 SD345 D13 標準	t	0. 084	157, 300	13, 213. 2	
鉄筋コンクリート用棒鋼		S D 3 4 5 D 1 3					
足掛金物		W300 Φ19	本	4	2, 170	8, 680	
計							
単価						225, 905. 2	
						226, 000	円／箇所

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－22号	現場打ち集水桝 (5)	現場打材 24-12-25(高炉) 900×900×1050 法面作業 補正無	単位	箇所	数量	1	単価	350, 800	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 1. 44m3を超え1. 52m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	214, 200	214, 200			
鉄筋工 組立		一般構造物 SD345 D13 標準	t	0. 075	157, 300	11, 797. 5			
鉄筋コンクリート用棒鋼		S D 3 4 5 D 1 3	t	0. 075	118, 000	8, 850			
ポリス・コンクリート設置工			箇所	1	31, 390	31, 390			
ポリス板、コンクリート(材料費)			組	1	84, 500	84, 500			
計						350, 737. 5			
単価						350, 800	円／箇所		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
単一23号	現場打ち集水桝 (6)	現場打材 24-12-25(高炉) 900×900×1560 法面作業 補正無	単位	箇所	数量	1	単価 405, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
現場打ち集水桝・街渠桝（本体）		各種 1. 80m3を超え1. 90m3以下 バックホウ(クレーン機能付)打設 一般養生・特殊養生(練炭)	箇所	1	262, 100	262, 100	
鉄筋工 組立		一般構造物 SD345 D13 標準	t	0. 099	157, 300	15, 572. 7	
鉄筋コンクリート用棒鋼		S D 3 4 5 D 1 3	t	0. 099	118, 000	11, 682	
ポリス・コンクリート設置工			箇所	1	31, 390	31, 390	
ポリス板、コンクリート(材料費)			組	1	84, 500	84, 500	
計						405, 244. 7	
単価						405, 300	円／箇所

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	蓋	グレーチング 蓋 (T-25) 500用	単位	枚	数量	1	単価	35, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	35, 040	35, 040		
計						35, 040		
単価						35, 040	円／枚	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一25号	蓋	グレーチング 蓋 (T-25) 800用	単位	枚	数量	1	単価	80, 440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版		据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	枚	1	80, 440	80, 440		
計						80, 440		
単価						80, 440	円／枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一26号	床掘り (小規模)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	2, 405
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 上記以外(小規模) 全ての費用	m 3	1	2, 405	2, 405		
計						2, 405		
単価						2, 405	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一27号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	261. 9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 無し	m 3	1	261. 9	261. 9		
計						261. 9		
単価						261. 9	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一28号	埋戻し (小規模)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	4, 246
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		上記以外(小規模) 土砂 全ての費用	m 3	1	4, 246	4, 246		
計						4, 246		
単価						4, 246	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一29号	埋戻し	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	単位	m3	数量	1	単価	2, 101
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅1m以上4m未満	m 3	1	2, 101	2, 101		
計						2, 101		
単価						2, 101	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－30号	埋戻し	土砂 最大埋戻幅4m以上	単位	m3	数量		単価	
						1		1, 145
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
埋戻し		最大埋戻幅4m以上	m 3	1	1, 145	1, 145		
計						1, 145		
単価						1, 145	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－31号	コンクリート構造物取壊し (無筋)	無筋構造物 機械施工	単位	m3	数量		単価	
						1		11, 730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	11, 730	11, 730		
計						11, 730		
単価						11, 730	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－32号	コンクリート構造物取壊し (有筋)	鉄筋構造物 機械施工	単位	m3	数量		単価	
						1		21, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし		鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	m 3	1	21, 000	21, 000		
計						21, 000		
単価						21, 000	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－33号	舗装版破碎	アスファルト舗装版 舗装版厚 19 c m	単位	m2	数量		単価	
						1		907. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
舗装版破碎		アスファルト舗装版 無し 必要 15cmを超え35cm以下 有り 全ての費用	m 2	1	907. 4	907. 4		
計						907. 4		
単価						907. 4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一34号	殻運搬	アスファルト殻	単位	m3	数量	1	単価	2, 387
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		舗装版破碎 機械積込(騒音対策不要、厚15cm超)又(騒音対策必要) 有り 7.0km以下 全ての費用	m 3	1	2, 387	2, 387		
計						2, 387		
単価						2, 387	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単一35号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	1, 091
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 1.6km以下 全ての費用	m 3	1	1, 091	1, 091		
計						1, 091		
単価						1, 091	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－36号	殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量		単価	
						1		1, 333
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬		コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込 無し 1. 6km以下 全ての費用	m 3	1	1, 333	1, 333		
計						1, 333		
単価						1, 333	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－37号	殻処分	アスファルト殻	単位	m3	数量		単価	
						1		5, 875
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	5, 875	5, 875		
計						5, 875		
単価						5, 875	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－38号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	5, 405
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	5, 405	5, 405		
計						5, 405		
単価						5, 405	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
単－39号	殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	単位	m3	数量	1	単価	8, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	8, 750	8, 750		
計						8, 750		
単価						8, 750	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一40号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	19, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人日	1	19, 200	19, 200		
計						19, 200		
単価						19, 200	円／人日	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	スリ-攪拌工 二軸施工(変位低減型) 杭種B-1	杭径Φ1600 打設長14. 2m 杭長12. 7m	単位	本	数量	10	単価	210, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1. 03	32, 700	33, 681		
特殊作業員			人	2. 06	29, 000	59, 740		
普通作業員			人	1. 03	25, 900	26, 677		
セメント系固化材		特殊土用 パラ	t	42. 2	19, 600	827, 120		
深層混合処理機(スリ-式)運転 最大施工深度26m		二軸式・変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	1. 03	617, 100	635, 613		
深層混合処理機(スリ-式)運転		スリ-プ ラント(全自動) 40m3/h	日	1. 03	96, 600	99, 498		
諸雑費（率＋まるめ） 39%			式	1		332, 671		
ICT建設機械経費加算額			日	1. 03	77, 280	79, 598		
特許料金			m 3	255. 3	30	7, 659		
計						2, 102, 257		
単価						210, 200	円／本	

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	スリ-攪拌工 二軸施工(変位低減型) 杭種B-2	杭径Φ1600 打設長35m 杭長33. 6m	単位	本	数量	1	単価	663, 700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 31	32, 700	10, 137		
特殊作業員			人	0. 93	29, 000	26, 970		
普通作業員			人	0. 31	25, 900	8, 029		
セメント系固化材		特殊土用 パラ	t	13. 21	19, 600	258, 916		
深層混合処理機(スリ-式)運転 最大施工深度26m		二軸式・変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	0. 31	617, 100	191, 301		
深層混合処理機(スリ-式)運転		スリ-プラント(全自動) 40m3/h	日	0. 31	96, 600	29, 946		
諸雑費（率＋まるめ） 43%			式	1		114, 501		
ICT建設機械経費加算額			日	0. 31	77, 280	23, 956		
計						663, 756		
単価						663, 700	円／本	

参考資料（1）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	スリー攪拌工 二軸施工(変位低減型) 杭種B-3	杭径Φ1600 打設長35. 1m 杭長33. 4m	単位	本	数量	1	単価	692, 300	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役			人	0. 31	32, 700	10, 137			
特殊作業員			人	0. 93	29, 000	26, 970			
普通作業員			人	0. 31	25, 900	8, 029			
セメント系固化材		特殊土用 パラ	t	14. 67	19, 600	287, 532			
深層混合処理機(スリー式)運転 最大施工深度26m		二軸式・変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	0. 31	617, 100	191, 301			
深層混合処理機(スリー式)運転		スリープラント(全自動) 40m3/h	日	0. 31	96, 600	29, 946			
諸雑費（率＋まるめ） 43%			式	1		114, 485			
ICT建設機械経費加算額			日	0. 31	77, 280	23, 956			
計						692, 356			
単価						692, 300	円／本		

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	スリ-攪拌工 二軸施工(変位低減型) 杭種B-9	杭径Φ1600 打設長35m 杭長34. 5m	単位	本	数量	1	単価	670, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 31	32, 700	10, 137		
特殊作業員			人	0. 93	29, 000	26, 970		
普通作業員			人	0. 31	25, 900	8, 029		
セメント系固化材		特殊土用 パラ	t	13. 56	19, 600	265, 776		
深層混合処理機(スリ-式)運転 最大施工深度26m		二軸式・変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	日	0. 31	617, 100	191, 301		
深層混合処理機(スリ-式)運転		スリ-プラント(全自動) 40m3/h	日	0. 31	96, 600	29, 946		
諸雑費（率＋まるめ） 43%			式	1		114, 541		
ICT建設機械経費加算額			日	0. 31	77, 280	23, 956		
計						670, 656		
単価						670, 600	円／本	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	19, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員 A		人	1	19, 200	19, 200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					19, 200		
	単価					19, 200	円／人日	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) 深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価 8,908,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員			人	64.6	29,000	1,873,400	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力60t吊	日	9.9	101,000	999,900	
運搬費等率 210%			式	1		6,033,930	
諸雑費（まるめ）			式	1		770	
計						8,908,000	
単価						8,908,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	六価クロム溶出試験費		単位	検体	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	六価クロム溶出試験費		検体	1	7,800	7,800		
	計					7,800		
	単価					7,800	円／検体	

参考資料（2）

深層混合処理機(スラリー式)運転		二軸式・変位低減型 90kW×2 杭径1600mm		単位		日		数量		単価		金額		摘要	
最大施工深度26m										1		617,100			
名称		規格		単位		数量		単価		金額		摘要			
運転手（特殊）				人		1		31,700		31,700					
軽油				L		72		147		10,584					
深層混合処理機（スラリー式）二軸式・変位低減型		90kW×2 杭径φ1600mm 最大深度26m		供用日		1.61		357,000		574,770					
諸雑費（まるめ）				式		1				46					
計										617,100					
単価										617,100		円／日			

参考資料（2）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	深層混合処理機(スラー式)運転	スラープラント(全自動)40m3/h	単位	日	数量	1	単価	96, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
深層混合処理機スラー式〔スラリプラント全自動〕		プラント練能力40m3／h	供用日	1. 61	60, 000	96, 600		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						96, 600		
単価						96, 600	円／日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	ICT建設機械経費加算額		単位	日	数量	1	単価	77, 280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ICT建設機械経費加算額			供用日	1. 61	48, 000	77, 280		
計						77, 280		
単価						77, 280	円／日	

参考資料（2）

深層混合処理機(スラリー式)運転		二軸式・変位低減型 90kW×2 杭径1600mm	単位	日	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0
最大施工深度26m						1	単価 617,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	31,700	31,700	
軽油			L	72	147	10,584	
深層混合処理機（スラリー式）二軸式・変位低減型		90kW×2 杭径φ1600mm 最大深度26m	供用日	1.61	357,000	574,770	
諸雑費（まるめ）			式	1		46	
計						617,100	
単価						617,100	円／日

参考資料（2）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
	深層混合処理機(スラー式)運転	スラープラント(全自動)40m3/h	単位	日	数量	1	単価	96,600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
深層混合処理機スラー式〔スラリプラント全自動〕		プラント練能力40m3/h	供用日	1.61	60,000	96,600		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						96,600		
単価						96,600	円／日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.07 2026.07 1.000-00-00-2-0	
	ICT建設機械経費加算額		単位	日	数量	1	単価	77,280
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ICT建設機械経費加算額			供用日	1.61	48,000	77,280		
計						77,280		
単価						77,280	円／日	

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	プレキャスト基礎板据付	730×2000 t=100	単位	m	数量	10	単価	4, 024
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	25, 900	25, 900		
運転手（特殊）			人	0. 33	31, 700	10, 461		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 2 8 m 3 吊能力1. 7 t 吊	日	0. 33	5, 960	1, 966		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		1, 913		
計						40, 240		
単価						4, 024	円／m	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	プレキャスト基礎板据付	840×2000 t=100	単位	m	数量		10	単価	4, 293
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
普通作業員			人	1. 07	25, 900	27, 713			
運転手（特殊）			人	0. 35	31, 700	11, 095			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		バケット容量0. 2 8 m 3 吊能力1. 7 t 吊	日	0. 35	5, 960	2, 086			
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		2, 036			
計						42, 930			
単価						4, 293	円／m		

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	U型側溝	据付け 無し 無し 道路用鉄筋コンクリート側溝 3種 JIS A 5372 300A 300×300×2000 無し 無し 有り	単位	m	数量	10	単価	12, 690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
U型側溝		L 2 0 0 0 1 0 0 0 k g以下 昼 無	m	10	4, 551	45, 510		
道路用鉄筋コンクリート側溝		3 種 3 0 0 A 3 0 0 × 3 0 0 × 2 0 0 0	個	5	16, 100	80, 500		
再生クラッシャーラン		R C - 4 0	m 3	0. 672	1, 300	873		
諸雑費（まるめ）			式	1		17		
計						126, 900		
単価						12, 690	円／m	

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	2, 564
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		4 0 k g 以下 昼 無	枚	100	424	42, 400		
側溝蓋		1種 300用	枚	100	2, 140	214, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						256, 400		
単価						2, 564	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0
	鉄筋工 組立	一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価 157, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	0. 5	32, 700	16, 350	
鉄筋工			人	3. 5	33, 200	116, 200	
普通作業員			人	0. 3	25, 900	7, 770	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 11	53, 200	5, 852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		11, 128	
計						157, 300	
単価						157, 300	円／ t

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	オフィス・コ MPL設置工		単位	箇所	数量	1	単価	31, 390
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 25	32, 700	8, 175		
普通作業員			人	0. 5	25, 900	12, 950		
コンクリートアンカー		SUS M12×80mm	本	8	1, 020	8, 160		
諸雑費（率＋まるめ） 10%			式	1		2, 105		
計						31, 390		
単価						31, 390	円／箇所	

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	35, 040
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	1, 038	103, 800		
グレーチング 蓋 (T-25) 500用		4点ボルト固定式 47. 6kg/枚	枚	100	34, 000	3, 400, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		200		
計						3, 504, 000		
単価						35, 040	円／枚	

参考資料（１）

					単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	蓋版	据付け 無し 蓋版(各種) 40を超え170kg/枚以下 無し 無し	単位	枚	数量	100	単価	80, 440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
蓋版コンクリート・鋼製		1 7 0 k g 以下 昼 無	枚	100	1, 038	103, 800		
グレーチング 蓋 (T-25) 800用		4点ボルト固定式 118. 5kg/枚	枚	100	79, 400	7, 940, 000		
諸雑費（まるめ）			式	1		200		
計						8, 044, 000		
単価						80, 440	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量		単価	
						1		11, 730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
無筋構造物		昼間 機械施工 制約無						
			m 3	1	11, 723. 4	11, 723		
諸雑費（まるめ）								
			式	1		7		
計						11, 730		
単価						11, 730	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工 無し 無し 必要	単位	m 3	数量		単価	
						1		21, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
鉄筋構造物		昼間 機械施工 制約無						
			m 3	1	20, 998. 8	20, 998		
諸雑費（まるめ）								
			式	1		2		
計						21, 000		
単価						21, 000	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	5, 875
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		アスファルト殻 大林道路(株) 越谷アスファルト混合所	m 3	100	5, 875	587, 500		
計						587, 500		
単価						5, 875	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量	100	単価	5, 405
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻(無筋) (有)立花建設工業	m 3	100	5, 405	540, 500		
計						540, 500		
単価						5, 405	円／m 3	

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）		単位	m 3	数量		単価	
						100		8, 750
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		コンクリート殻(有筋) (有)立花建設工業	m 3	100	8, 750	875, 000		
計						875, 000		
単価						8, 750	円／m 3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量		単価	
						1		19, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	19, 200	19, 200		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						19, 200		
単価						19, 200	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548, 000		
計						548, 000		
単価						548, 000	円／式	

R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費	60,921,801
(2) 共通仮設費	18,490,025
(3) 純工事費	79,411,826

(1)+(2)

(4) 現場管理費	24,525,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6) 工事原価	103,936,826
-----------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額)	18,813,174
------------------	------------

(8') その他費目計	0
-------------	---

(9) 業務委託料等	0
-------------	---

(10) 工事価格	122,750,000
-----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額	12,275,000
-------------	------------

(12) 請負工事価格	135,025,000
-------------	-------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格	122,750,000
--------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格	121,660,000
-------------	-------------

(15) 調査基準価格の100/110	110,600,000
---------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費	0
---------------	---

(17) 工場管理費	0
------------	---

(18) 工場製作原価	0
-------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額)	18,818,491	)
-------------------	------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路改良工事			合算工事： 0			
対象工事費	60,921,801	直接工事費	60,921,801	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	884,095	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額 ）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		60,921,801		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		60,037,706			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		10.24 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.24 %				
計上額		6,238,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	60,037,706	直接工事費	60,921,801		
非対象額計（一）	884,095				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	884,095	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	60,037,706	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.87 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.87 %				
計上額	522,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	11,315,025					
運搬費	8,908,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0	
安全費	0	役務費	0	技術管理費	2,407,025	
営繕費	0	現場環境改善費	0			
共通仮設費計						18,075,025

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事

合算工事： 0

対象工事費	42,505,920	直接工事費	42,505,920	準備費	0	事業損失	0
-------	------------	-------	------------	-----	---	------	---

対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
-----------------	----------	---	-----	---	------	---

非対象額計（－）	0
----------	---

管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）
--------	---	-----------------------

管理費区分2，7	0	（工場原価）
----------	---	--------

管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）
--------	---	---------------

管理費区分9	0	（間接費非対象額）
--------	---	-----------

管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）
--------	---	----------------------------

対象額 支 給 品（＋）	0
--------------	---

無償貸付機械評価額（＋）	0
--------------	---

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	42,505,920	現工事	0	合算工事	0
----------	------------	-----	---	------	---

全処分費等を除く共通仮設費対象額	42,505,920	0	0
------------------	------------	---	---

共通仮設費（率分）

率（補正前）	10.59 %	0 %
--------	---------	-----

施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
---------	-----	---------	---

率（補正後）	10.59 %
--------	---------

計上額	4,501,000	0	0
-----	-----------	---	---

比較結果	当該追加工事	A
------	--------	---

0	0	調整工事計上額	0
---	---	---------	---

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	42,505,920	直接工事費	42,505,920		
非対象額計（一）	0				
管理費区分 1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	42,505,920	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.94 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.94 %				
計上額	399,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	10,169,025				
運搬費	8,908,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,261,025
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					15,069,025

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 道路改良工事

合算工事： 0

対象工事費	18,415,881	直接工事費	18,415,881	準備費	0	事業損失	0
-------	------------	-------	------------	-----	---	------	---

対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	884,095	現工事	0	合算工事	0
-----------------	----------	---------	-----	---	------	---

非対象額計（－）	331,619
----------	---------

管理費区分 1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)
管理費区分 5	0	(一般管理費等のみ対象額)
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)
管理費区分 T	331,619	(全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額)

対象額 支 給 品（＋）	0
--------------	---

無償貸付機械評価額（＋）	0
--------------	---

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	18,084,262	現工事	0	合算工事	0
----------	------------	-----	---	------	---

全処分費等を除く共通仮設費対象額	17,531,786		0		0
------------------	------------	--	---	--	---

共通仮設費（率分）

率（補正前）	11.5 %		0 %
--------	--------	--	-----

施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
---------	-----	---------	---

率（補正後）	11.5 %
--------	--------

計上額	2,079,000		0		0
-----	-----------	--	---	--	---

比較結果	当該追加工事	A
------	--------	---

0	0	調整工事計上額	0
---	---	---------	---

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	17,531,786	直接工事費	18,415,881		
非対象額計（一）	884,095				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	884,095	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	17,531,786	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.12 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.12 %				
計上額	196,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,146,000				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,146,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,421,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	78,996,826	単独（追加工事）直接工事費	60,921,801	単独（追加工事）共通仮設費	18,075,025
非対象額計（－）	46,800				
管理費区分 2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9	46,800	（間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	78,950,026	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	78,065,931		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.11 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	30.11 %		0 %		
計上額	23,771,000		0		0
			4,136,675	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	57,574,945	単独（追加工事）直接工事費	42,505,920	単独（追加工事）共通仮設費	15,069,025
非対象額計（－）	46,800				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	46,800	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	57,528,145	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	57,528,145		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.6 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	30.6 %		0 %		
計上額	17,603,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	21,836,881	単独（追加工事）直接工事費	18,415,881	単独（追加工事）共通仮設費	3,421,000
非対象額計（－）	331,619				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	331,619	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	21,505,262	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	20,952,786		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	32.19 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	32.19 %		0 %		
計上額	6,922,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名北首都国道事務所 工務課

工事番号

第 0 回変更

発注年月令和08年06月

契約区分単年度（繰越を含む）の分任官

主工種道路改良工事

工事原価	102,767,826				
純工事費	78,996,826	現場管理費	23,771,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	46,800				
管理費区分 9	46,800	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	102,721,026	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	101,836,931	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	102,721,026				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.28 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	18,813,174				
業務委託料等	0				
調査基準価格	121,660,000				
調査基準価格の100/110	110,600,000	（ 90.1 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【八潮地区】		式		1		
地盤改良工		式		1		
路床安定処理工		式		1		
安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり 使用量 16.5t/100m2 特殊土用 フレコンハ ック	m2		252		
固結工 (ICT)		式		1		
スラリー攪拌 (ICT) (1) 杭種B-1	セメント系固化材(特殊土用)・パハラ 杭径 1 600mm 長さ(打設長) 14.2m 長さ(杭 長) 12.7m	本		52		
スラリー攪拌 (ICT) (2) 杭種B-2	セメント系固化材(特殊土用)・パハラ 杭径 1 600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 33.6m	本		14		
スラリー攪拌 (ICT) (3) 杭種B-3	セメント系固化材(特殊土用)・パハラ 杭径 1 600mm 長さ(打設長) 35.1m 長さ(杭 長) 33.4m	本		14		
スラリー攪拌 (ICT) (4) 杭種B-9	セメント系固化材(特殊土用)・パハラ 杭径 1 600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 34.5m	本		16		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
技術管理費		式		1		
六価クロム溶出試験費		式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 草加地区）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路改良 【草加地区】		式		1		
道路土工		式		1		
掘削工 (ICT)		式		1		
掘削 (ICT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3		1,200		
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3		1,070		
整地	残土受入れ地での処理	m3		1,100		
路体盛土工 (ICT)		式		1		
路体 (築堤) 盛土 (ICT)		m3		1,000		
土砂等運搬 仮置場～現場	土砂 (岩塊・玉石混り土含む)	m3		1,070		
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m3		1,100		
法面工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 草加地区）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
かご工		式		1		
ふとんかご	幅 120 c m 高さ 50 c m 階段式 高さ50cm×幅120cm 割栗石 150-200mm	m		12		
カルバート工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
プレキャストカルバート工		式		1		
プレキャストボックス (1)	内幅 0.3m 内高 0.3m	m		47.4		
プレキャストボックス (2)	内幅 0.5m 内高 0.5m	m		3		
プレキャストボックス (3)	内幅 0.6m 内高 0.6m	m		76.5		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 草加地区）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
排水構造物工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り （小規模）	土砂	式		1		
埋戻し （小規模）	土砂	式		1		
側溝工		式		1		
プレキャストU型側溝	PU3-300×300	m		24		
側溝蓋	3種 412×95×500	枚		49		
集水桝・マンホール工		式		1		
現場打ち集水桝 （1）	現場打材 18-8-25（高炉）500×500× 600 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 （2）	現場打材 18-8-25（高炉）500×500× 1200 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 （3）	現場打材 24-12-25（高炉）800×800 ×1600 法面作業補正無	箇所		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 草加地区）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場打ち集水桝 (4)	現場打材 24-12-25(高炉) 800×800 ×1650 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 (5)	現場打材 24-12-25(高炉) 900×900 ×1050 法面作業補正無	箇所		1		
現場打ち集水桝 (6)	現場打材 24-12-25(高炉) 900×900 ×1560 法面作業補正無	箇所		1		
蓋	グレチソグ 蓋(T-25) 500用	枚		2		
蓋	グレチソグ 蓋(T-25) 800用	枚		2		
構造物撤去工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り (小規模)	土砂	式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し (小規模)	土砂	式		1		
埋戻し	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 草加地区）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
埋戻し	土砂 最大埋戻幅4m以上	式		1		
構造物取壊し工		式		1		
コンクリート構造物取壊し （無筋）	無筋構造物 機械施工	m3		49		
コンクリート構造物取壊し （有筋）	鉄筋構造物 機械施工	m3		9		
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚 19 c m	m2		480		
運搬処理工		式		1		
殻運搬	アスファルト殻	m3		92		
殻運搬	コンクリート殻（無筋）	m3		49		
殻運搬	コンクリート殻（鉄筋）	m3		9		
殻処分	アスファルト殻	m3		92		
殻処分	コンクリート殻（無筋）	m3		49		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 草加地区）（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3		9		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
システム初期費(ICT)		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部）八潮地区地盤改良その 2 工事（ 草加地区）						
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費			式		1		
現場管理費			式		1		
工事原価			式		1		

R 7 国 道 4 号 東 埼 玉 道 路（専用部）
八潮地区地盤改良その2工事

特 記 仕 様 書

令和8年6月

国土交通省 関東地方整備局
北 首 都 国 道 事 務 所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 8 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
- (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第 6 条 コリنز (CORINS) への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第 7 条 コリنز (CORINS) への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点	埼玉県八潮市八條	緯度	35° 51' 19"	経度	139 ° 49' 46"
終点	埼玉県八潮市八條	緯度	35° 51' 22"	経度	139 ° 49' 46"

第 8 条 コリنز (CORINS) への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要については必須登録とし、以下のとおりとする。

本工事は、国道 4 号東埼玉道路の八潮地区において、地盤改良工、および草加地区において調整池の移設を行う工事である。

当該地点周辺は、田畑と家屋が点在している。

主な工事内容は、【八潮地区】路床安定処理工：安定処理 252m²、固結工(IGT)：スリ-攪拌(IGT)(1) 杭種 B-1 52 本、スリ-攪拌(IGT)(2) 杭種 B-2 14 本、スリ-攪拌(IGT)(3) 杭種 B-3 14 本、スリ-攪拌(IGT)(4) 杭種 B-9 16 本、【草加地区】掘削工(IGT)：掘削(IGT) 1200m³、路体盛土工(IGT) 1000m³、カルバート工：作業土工 1 式、プレキャストカルバート工 130m、排水構造物工：作業土工 1 式、プレキャスト U 型側溝 20m、現場打集水桝 6 箇所、構造物撤去工 1 式を予定している。

第9条 コリنز（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号は以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
R 5 国道4号東埼玉道路橋梁詳細設計（その3）	4055283495
R 6 国道4号東埼玉道路事業計画検討業務	4059046143

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印



注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第11条 低入札価格調査制度調査対象工事について

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は北首都国道事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。（別紙様式－0）

資料名	内容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料

比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１２条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１３条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ① 地盤改良工
- ② カルバート工

第１４条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１５条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和８年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和８年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１６条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和8年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和8年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-17から1-1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第25条 再生資材の活用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC—40	基礎材

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第26条 公共建設工事における分別解体等

- 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（1）分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (構造物撤去工、地盤改良工)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

（2）再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間	備考
コンクリート殻（無筋） （径 30cm 程度以下）	(有)立花建設工業	埼玉県草加市 柿木町字竹 1123, 1124-1	8:00~17:00	
コンクリート殻（有筋） （径 30cm 程度以下）				
アスファルト殻（掘削材） （径 40cm 程度以下）	大林道路(株) 越谷アスファルト混合所	埼玉県越谷市 七左町 5-68	9:00-17:00	

上記（2）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第

18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 27 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 28 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022(再生骨材 M を用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材 L を用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材 M を用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第 1 編 3-3-3 配合」に従うものとする。

第 29 条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第 2 版)(国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月)に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第 30 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 8 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 8 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和8年3月改定)の関連要領等一覧
(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第31条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督

職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第32条 ICT活用工事（土工）について（発注者指定型）

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下1）～4）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。ただし、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確

認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

（1）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

（【補足】ただし、以下5）～9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること）

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

（2）品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

第33条 ICT活用工事（地盤改良工）について（発注者指定型）

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICTの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された地盤改良工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択(複数可)して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

また、地盤改良工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1) 2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。

(1) 出来形管理

以下１）を用いて、出来形管理を行うものとする。

１）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３４条 ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３５条 ＩＣＴ活用工事の費用について（土工）（発注者指定型）

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ ＩＣＴ活用工事 積算要領
- ・ ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１ｍ間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、

官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2

- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ICT活用工事の費用について（地盤改良工）（発注者指定型）

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

実施した場合は、以下の（1）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領

- ・ ICT活用工事（地盤改良工）（スラリー攪拌工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレス

レスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第38条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

2. 実施内容

(1) 段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

(2) 機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

(4) 効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

本工事にかかる費用については、当初は計上していないが、本条項を実施する場合は、技術管理費に積上げ計上とする。

第39条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場
(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第40条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は下表のとおり見込んでいるが、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	24 人（うち有資格者 24 人）	【八潮地区】 交代要員無し
昼間作業	54 人（うち有資格者 54 人）	【草加地区】 交代要員無し

6. 本工事の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
7. 受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 4 1 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - （１）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。
 - （２）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

 - ①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を、真夏日とみなす。
 - ②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。
 - ③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指

数(WBGT)が25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第42条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第43条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第44条 事業損失防止施設

工事施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、監督職員と協議のうえ、必要な調査を行うものとする。なお、設計変更の対象とする。

第45条 水替工

本工事における水替工については、当初見込んでいない。詳細については監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第46条 特定調達品目の調達実績の調査

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第47条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第48条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報

告しなければならない。

5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第49条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-37 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- (1) 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- (2) 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと。）
- (3) 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第3項に基づき監督職員へ提示するものとする。

第51条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第52条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
環境対策の充実を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）及び現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む）を実施するものとする。
 - (3) 安全関係

盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。

（４）地域連携

工事工程表の掲示を実施するものとする。

- ２．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
- ３．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として設計変更の対象とする。

第 5 3 条 給 水

地盤改良工における、給水については当初見込んでいない。詳細については監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第 5 4 条 工 期

- １．工期は、雨天、休日等 49 日を見込み、契約の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40 日間
後片付け期間	20 日間
雨休率（猛暑日補正有り） （実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	0.79

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- イ）１日の降雨・降雪量が 10 mm/日以上の日：25 日間
 - ロ）８時から 17 時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：12 日間（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
 - ハ）過去 5 か年（2021 年～2025 年）の気象庁（さいたま観測所）及環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）
- ２．著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
 - ３．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
 - ４．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。

なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16 により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の

設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

第55条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第56条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第57条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第58条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

1) 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

2) 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第59条 施工時期及び施工時間の変更

本工事は、下記の制限がある。

1. 制限箇所

本工事施工範囲内

2. 制限する施工内容

土地の形質変更を伴う内容

3. 制限する施工内容の施工方法

本工事の現場着手にあたっては、土壌汚染対策法第12条第1項に基づき、土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、「形質変更時要届出区域内における土地の形質変更」の届出が必要である。届出は発注者が実施するものとし、受注者は届出に必要な資料（施工方法、地下水汚染が拡大された場合の対応、緊急時の体制及び対応、計画工程表等）を監督職員へ提出するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 作業区分

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全ての工事	8:00～17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第60条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期
R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その1工事（予定）	埼玉県八潮市八條地先	令和8年11月～ 令和9年2月（予定）
R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その3工事（予定）	埼玉県八潮市八條地先	令和8年10月～ 令和9年2月（予定）
R7国道4号東埼玉道路 環境整備他その2工事	埼玉県草加市柿木町地先	令和8年9月～ 令和9年2月（予定）

第61条 特許権等

本工事の下記の施工にあたって、特許権に係わる工法を見込んでいる。

	工法名称	登録番号	名称
スリ-攪拌 (ICT) 杭種 B-1	ALiCC 工法 (低改良率セメントコラム工法)	第 3742417 号	改良柱体の造成方法

本特許権に係わる工法の実施にあたり、当該工法の実施者は、当該特許権に係わる実施契約を締結するものとする。

第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術

URL <https://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 6 3 条 新技術等の活用 (施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ~4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 6 2 条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ~4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術

の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ー V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 6 4 条 建設現場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理同様とする。）

（2）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（3）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してもよい。

（4）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は、基本的にはリースとし、その賃料を計上するが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合には、その購入費に機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第65条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事实施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 66 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲

(1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

② 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出

(1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

② V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤ 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥ その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

- (2) 発注者は、提出されたV E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E 提案を契約の締結日より、当該V E 提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査

提出されたV E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

- (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) V E 提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がV E 提案 対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がV E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第67条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第62条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認出来た場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第68条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

路床安定処理工 安定処理：配合設計段階 1 検体

固結工(ICT) スリ-攪拌(ICT)：配合設計段階 5 検体

合計 6 検体

第69条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第70条 施工箇所が点在する工事の積算

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、下表のとおりに施工を行う工事である。

地区名	工事箇所	備考
八潮地区	埼玉県八潮市八條地先	
草加地区	埼玉県草加市柿木町地先	

第71条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費(以下「賃金・労働時間等」という。)の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別(以下、「工種等」という。)を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者(注文者)、下請業者(使用者)に通知するものとする。

第72条 低炭素型コンクリート試行工事(プレキャスト)

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上

の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時のCO₂排出量（コンクリートの材料のCO₂排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が55%以上のもの又はこれと同等以上のCO₂排出削減効果のあるものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出し、施工数量について監督職員と協議するものとする。

- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
- ・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
- ・低炭素型コンクリート製品の見積書
- ・低炭素型コンクリート製品によるCO₂排出削減効果（算出可能な場合に限る）

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が55%以上であること又は同等以上のCO₂排出削減効果があることを確認するものとする。なお、費用対効果等を考慮し、低炭素型コンクリートを使用しない場合がある。

②試行工事の実施に要する費用

該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第73条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を株式会社緑エンジニアリングに委託している。

第74条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第75条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、

点検する。

7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第76条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第77条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和8年2月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバーへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第78条 技術検査

1. 本工事は中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第79条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表

③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第80条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 土工

第81条 建設発生土の受入れ地

1. 本工事における発生土の受入れ場所は、下表のとおりとする。

施工箇所	運搬場所	運搬距離
埼玉県草加市柿木字町松 ～埼玉県草加市柿木町 (現場内)	埼玉県草加市柿木町字松 ～埼玉県草加市柿木町字竹 (仮置場)	L=1.0km 以下

2. 運搬土の条件は次のとおりとする。

1) 運搬土の種類

第3種建設発生土

2) 運搬時間

8時00分～17時00分（但し、12時00分～13時00分は不可とする）

3) 土質試験・土壌分析

受入前に土質試験・土壌分析を行うこととするが、当初は見込んでいない。詳細については、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

4) 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

5) 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第82条 建設発生土の情報提供

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、別紙様式－8により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所

2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先

3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先

4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名(搬出先事業所名等)、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期(搬出期間)
8. 建設発生土の土質(砂、ローム等)、土量(m³)

第83条 建設発生土(仮置土)の利用

1. 本工事の路体(築堤)盛土においては、下記箇所における発生土・仮置土を運搬し、利用するものとする。

採取箇所 【発生土・仮置土】	運搬先	運搬距離
埼玉県草加市柿木町字松 ～埼玉県草加市柿木町字竹 (仮置場)	埼玉県草加市柿木町字松 ～埼玉県草加市柿木町 (現場内)	1.0km以下

2. 運搬土の条件は次のとおりとする。

- 1) 運搬土の種類
第3種建設発生土
- 2) 運搬時間
8時00分～17時00分(但し、12時00分～13時00分は不可とする)
- 3) 搬出調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 4) 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第84条 掘削工

掘削により発生した土砂は、路体(築堤)盛土および、埋戻しに流用するものとし、残土は仮置場(埼玉県草加市柿木町字松～埼玉県草加市柿木町字竹)に運搬・仮置きするものとする。運搬距離は1.0km以下とする。

第85条 作業土工

構造物の床掘りにより発生した土砂は埋戻しに利用するものとし、残土は路体(築堤)盛土に利用するものとする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第86条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

No	使用区分	呼び強度 (N/mm ²)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水セメント 比	セメントの 種類	摘要	参考スランプ ※注1 (cm)
1	現場打集水桝	18	25(20)	—	高炉		8
2	現場打集水桝	18	25(20)	60%以下			8

3	現場打集水桝	24	25 (20)	55%以下	セメント B 種		12
4	基礎コンクリート	18	25 (20)	—			8

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注 1

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１）使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする

第 87 条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・最大高さ 1 m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管（函）渠等（Φ 600 未満、600mm×600mm 未満）の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第 88 条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、普通ポルトランドセメントでセメント量は、1 : 3 とする。

第 89 条 組立て（配筋・組立）

1. 配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。
2. 配筋・組立に用いる鉄筋の現場における加工の有無およびその他条件については、契約図書に示す通りとする。なお、現場での加工を要した鉄筋については、鉄筋加工の有無を含むトレーサビリティを確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。また、施工の実態調査を目的として、監督職員から追加資料の提出を指示された場合、受注者はこれに協力すること。

第 90 条 型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。
型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第 4 章 一般施工

第 9 1 条 セメント

深層混合処理および、安定処理のセメント量については下表のとおりとする。

セメントの種類	使用量区分
セメント系固化材（特殊土用）・パウ	1000 t 以上
セメント系固化材（特殊土用）・フレコン	1000 t 未満

第 9 2 条 路床安定処理工

1. 路床改良に用いる固化材は下表のとおりとする。

固化材種別	配合量
特殊土用	165kg/m ²

なお、施工に先立ち、配合試験を行い決定するものとする。また、配合試験については、監督職員と協議するものとする。

2. 混合機械

混合はバックホウを使用するものとする。

なお、施工にあたり現地状況を十分把握し、経済性、効率性、信頼性、施工性、安全性等の比較検討を行い、施工方法を変更する必要性が生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。

第 9 3 条 固結工

- 本工事で施工する深層混合処理工は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 上記の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

①設計条件

・杭種：B-1

ボーリング No	層	層厚 (m)	γ (t/m ³)	Φ (°)	C (kN/m ²)
R6-2-No. 3	B	2.70	16	—	5
	As1	4.20	15	25	—
	Ac2	5.90	15	—	30
	As2	8.20	16	25	—

・杭種：B-2, B-3, B-9

ボーリング No	層	層厚 (m)	γ (t/m ³)	Φ (°)	C (kN/m ²)
R3-No. 7-1	B	3.70	16	—	5
	As1	4.10	15	25	—
	Ac2	5.00	15	—	30

	As2	7.80	16	25	—
	Ac3	14.2	15	—	75

②設計基準強度

工法名	杭種	一軸圧縮強度	改良率
スラリー系混合 (機械攪拌方式)	B-1	qu=300kN/m ²	—
	B-2	qu=400kN/m ²	—
	B-3	qu=500kN/m ²	—
	B-9	qu=400kN/m ²	—

③標準配合

工法	杭種	固化材	水	混和剤	備考
スラリー系混合 (機械攪拌方式)	B-1	150kg/m ³	150L	3.0kg/m ³	改良対象土 1m ³ 当り
	B-2	170kg/m ³	170L	3.4kg/m ³	
	B-3	190kg/m ³	190L	3.8kg/m ³	
	B-9	170kg/m ³	170L	3.4kg/m ³	

- 標準配合量は上記を想定しているが、施工に先立ち、配合試験を行い、決定するものとする。
- 地盤改良に伴い発生する盛り上がり土は、本工事内で仮置きすることを見込んでいるが、詳細については監督職員と協議するものとする。
- 混和剤については、当初計上していない。詳細については、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第94条 ヤード造成

地盤改良における施工基面の整備については、当初計上していない。詳細については、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第95条 調整池(草加地区)

階段工および、放流工の既設ボックスカルバートへの接続については、当初計上していない。詳細については、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第96条 工事用道路工

搬入路は現道を想定している。なお、詳細については監督職員と別途協議するものとする。また搬入路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議のうえ補修するものとし設計変更の対象とする。

第5章 その他

第97条 震災対策

- 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第98条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のな

い範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第99条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、道路区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	・第60条 ・第59条 ・第54条 ・第54条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ■ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	・第47条 ・第48条 ・第44条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	・第40条 ・第43条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	・第96条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	・第81条 ・第26条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

概略工事工程表

工事名：R7国道4号東埼玉道路(専用部)八潮地区地盤改良その2工事

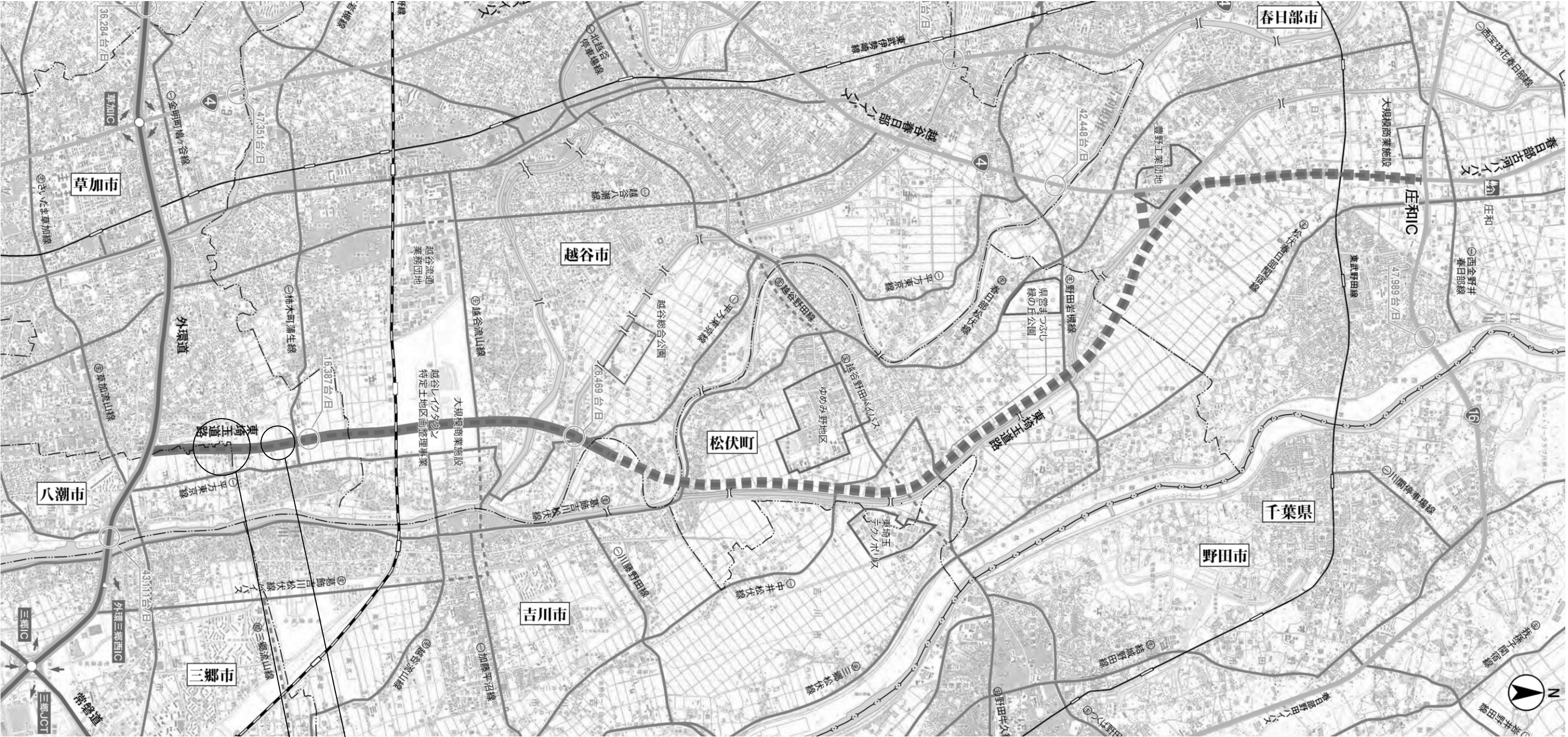
工種		単位	数量	令和8年度						備考 (パーティ(pt)数等)	
				8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月
準備工		式	1	余裕期間 ※任意で設定可能							・40日間
地盤改良工【八潮地区】		式	1								・1pt
道路土工【草加地区】		式	1								・1pt
法面工【草加地区】		式	1								・1pt
カルバート工【草加地区】		式	1								・2pt
排水構造物工【草加地区】		式	1								・1pt
構造物撤去工【草加地区】		式	1								・1pt
後片付け工		式	1								・20日間
制約条件	夏季	—									・8月中旬
	年末年始	—									・12月下旬～1月上旬
	関係機関協議	—									
	工事関連	—									R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その1工事
		—									R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その3工事
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正あり)を適用									

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

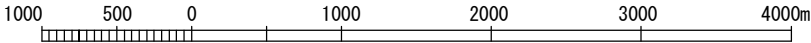
位置図 S=1:50,000



今回工事箇所（草加地区）
埼玉県草加市柿木町地先

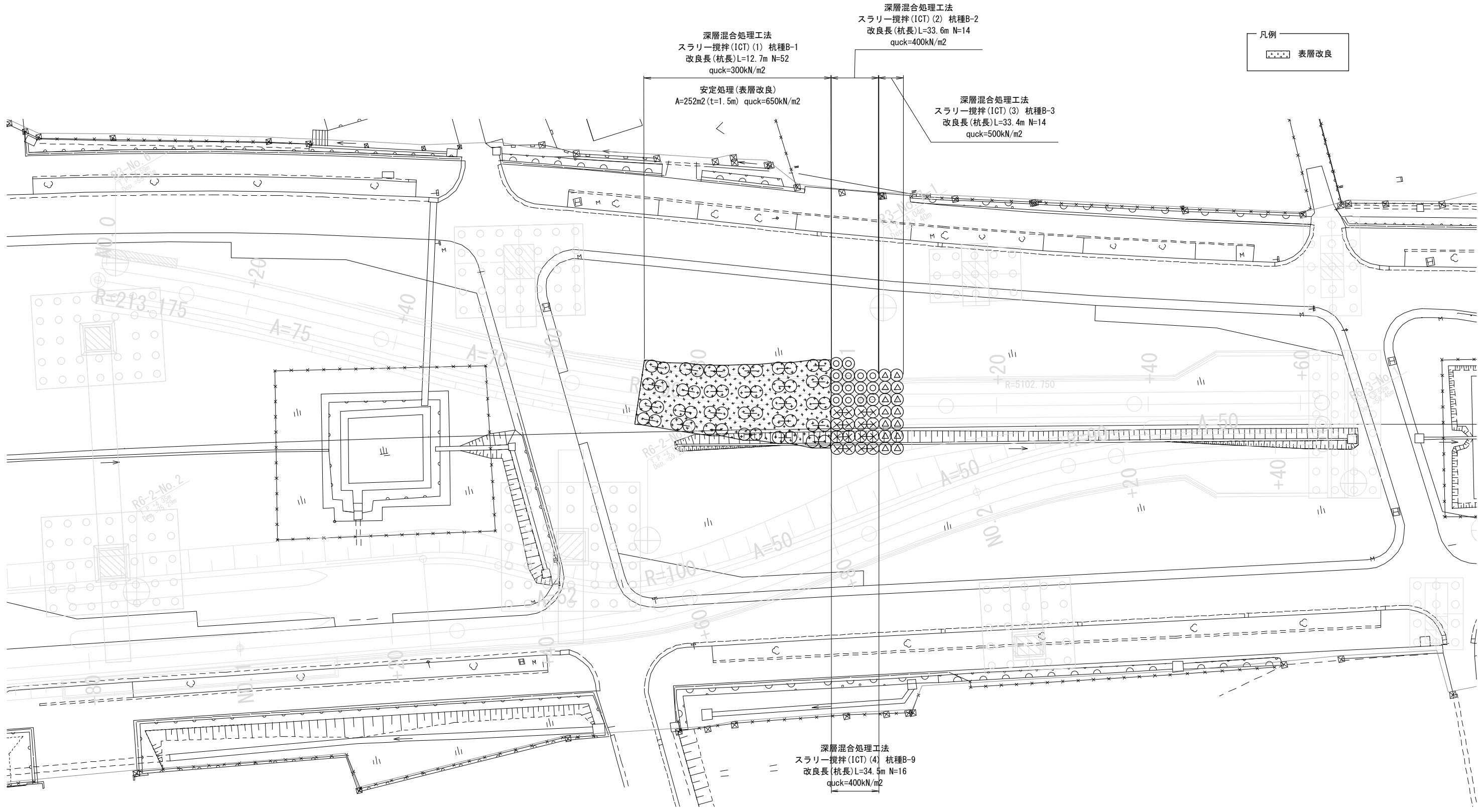
今回工事箇所（八潮地区）
埼玉県八潮市八條地先

1:50,000



工 事 名			R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その 2 工事							
図 面 名			位置図							
作成年月日			令和 8 年 6 月 日							
縮 尺			1:50,000		図面番号		1 / 25			
会社名			ＪＲ東日本コンサルタンツ株式会社 セントラルコンサルタンツ株式会社							
所 長		副 所 長		課 長		専 門 調 査 官		専 門 官 ・ 係 長		担 当
事務所名			国土交通省 北首都国道事務所							

平面図 S=1:250
(八潮地区)



本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

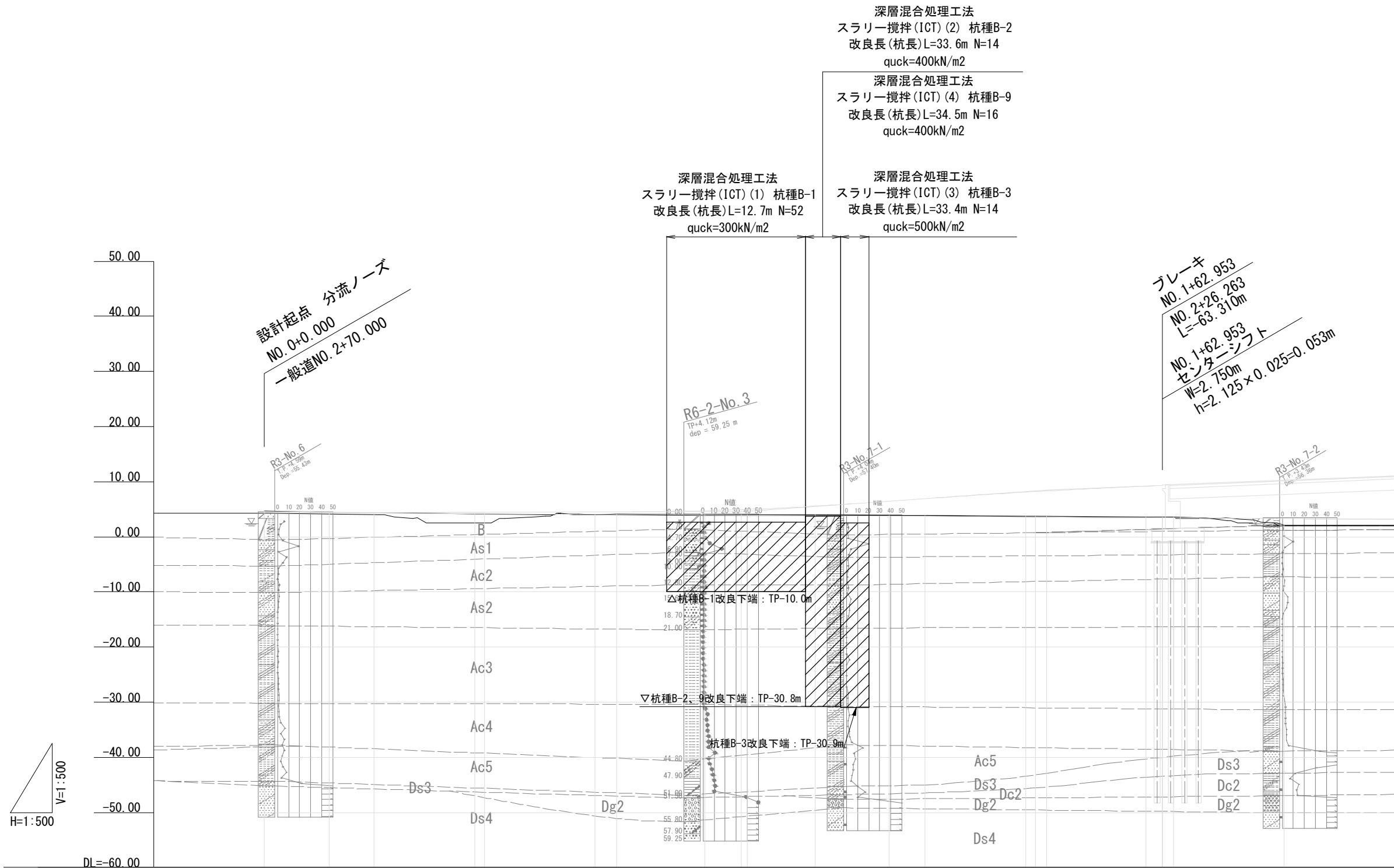
工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	平面図（八潮地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:250	図面番号	2 / 25
会 社 名	J R東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

縦断図 S=1:400

(八潮地区)

地層区分凡例

地質年代	地層名		記号
現世	盛土・表土層		B
第四紀	沖積層	第1粘性土層	Ac1
		第1砂質土層	As
		砂質粘性土層	Asc
		第2粘性土層	Ac2
		第2砂質土層	As2
	洪積層	第3粘性土層	Ac3
		第4粘性土層	Ac4
		第3砂質土層	As3
		第5粘性土層	Ac5
		第1礫質土層	Asg
	新積層	第1砂質土層	Ds1
		第1粘性土層	Dc1
		第2砂質土層	Ds2
		第2粘性土層	Dc2
		第3砂質土層	Ds3
		第1礫質土層	Dg1
世層	第3粘性土層	Dc3	
	第4砂質土層	Ds4	
	第2礫質土層	Dg2	



注1) 地質縦断図は、R5東埼玉道路橋梁詳細設計（その2）業務の
Bランプ1号橋の条件をオンランプ線形に合わせて反映している。

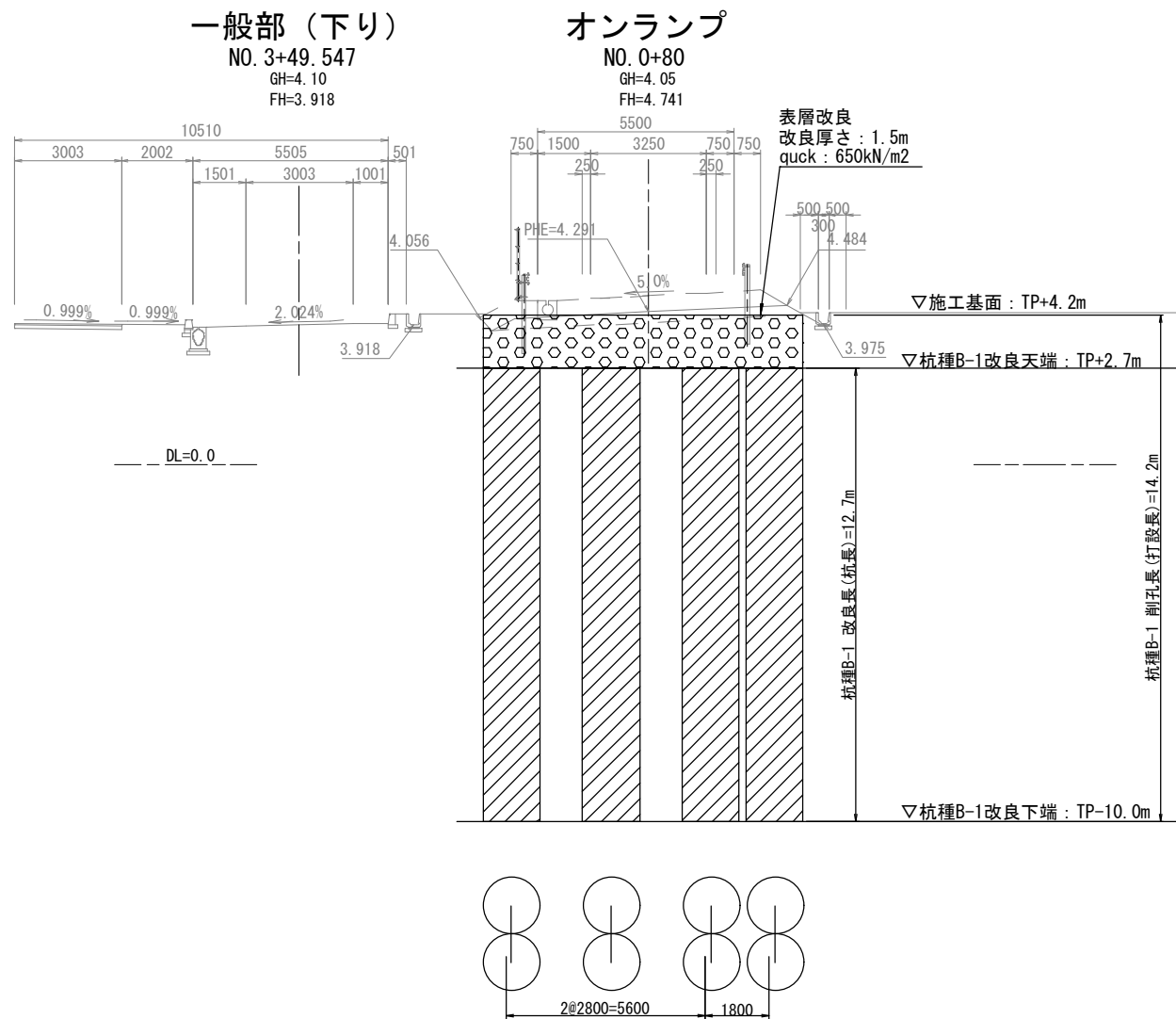
本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その 2 工事		
図 面 名	縦断図（八潮地区）		
作成年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:400	図面番号	3 / 25
会 社 名	J R 東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

標準横断面図

S=1:100

(八潮地区)

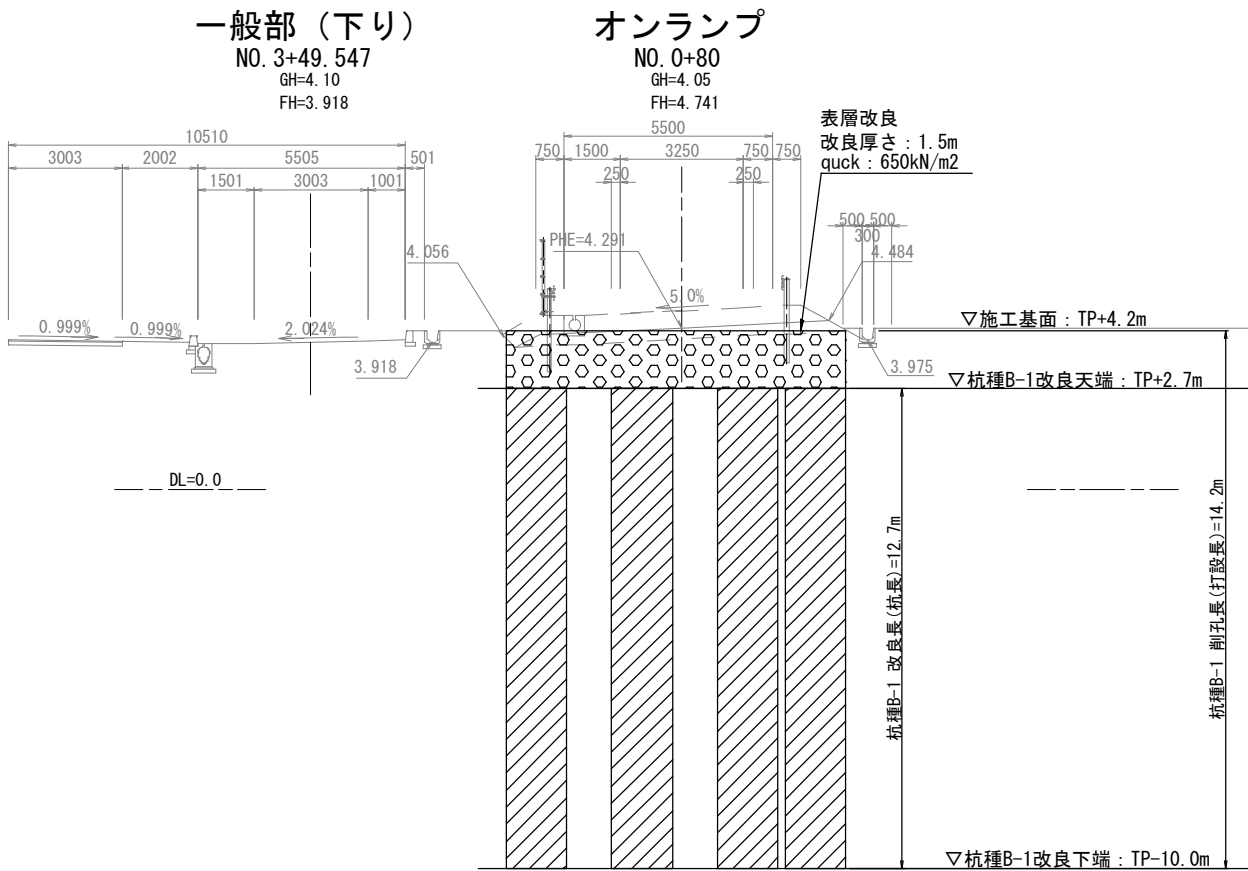
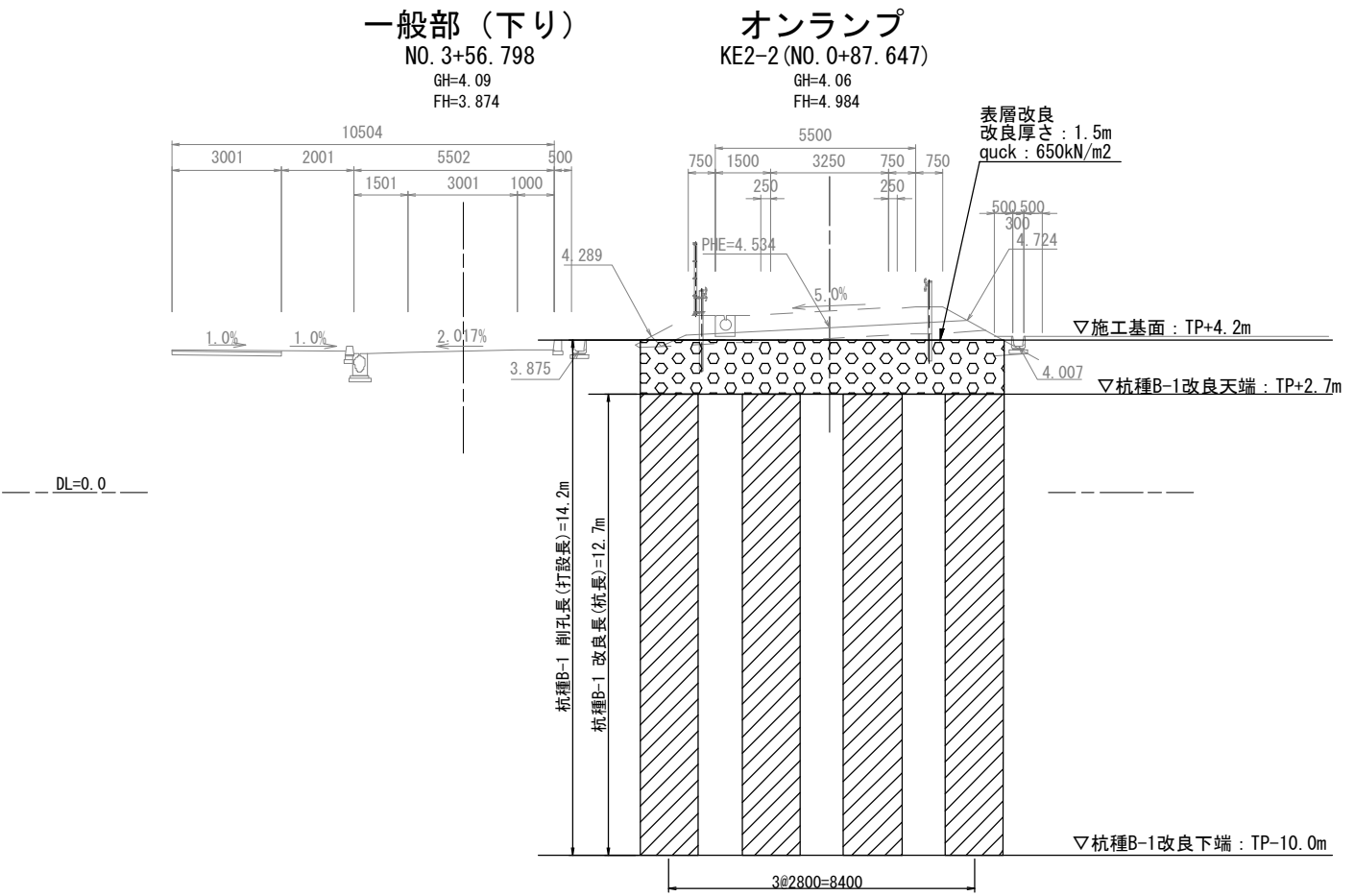


本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7 国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	標準横断面図（八潮地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	4 / 25
会 社 名	J R東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

横断図(1)
(八潮地区)

S=1:100



工 事 名	R 7 国道 4 号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その 2 工事		
図 面 名	横断図(1)（八潮地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	5 / 25
会 社 名	J R 東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

横断図(2)

S=1:100

(八潮地区)

オンランプ

NO. 0+96.427

GH=3.98
FH=5.383

オフランプ

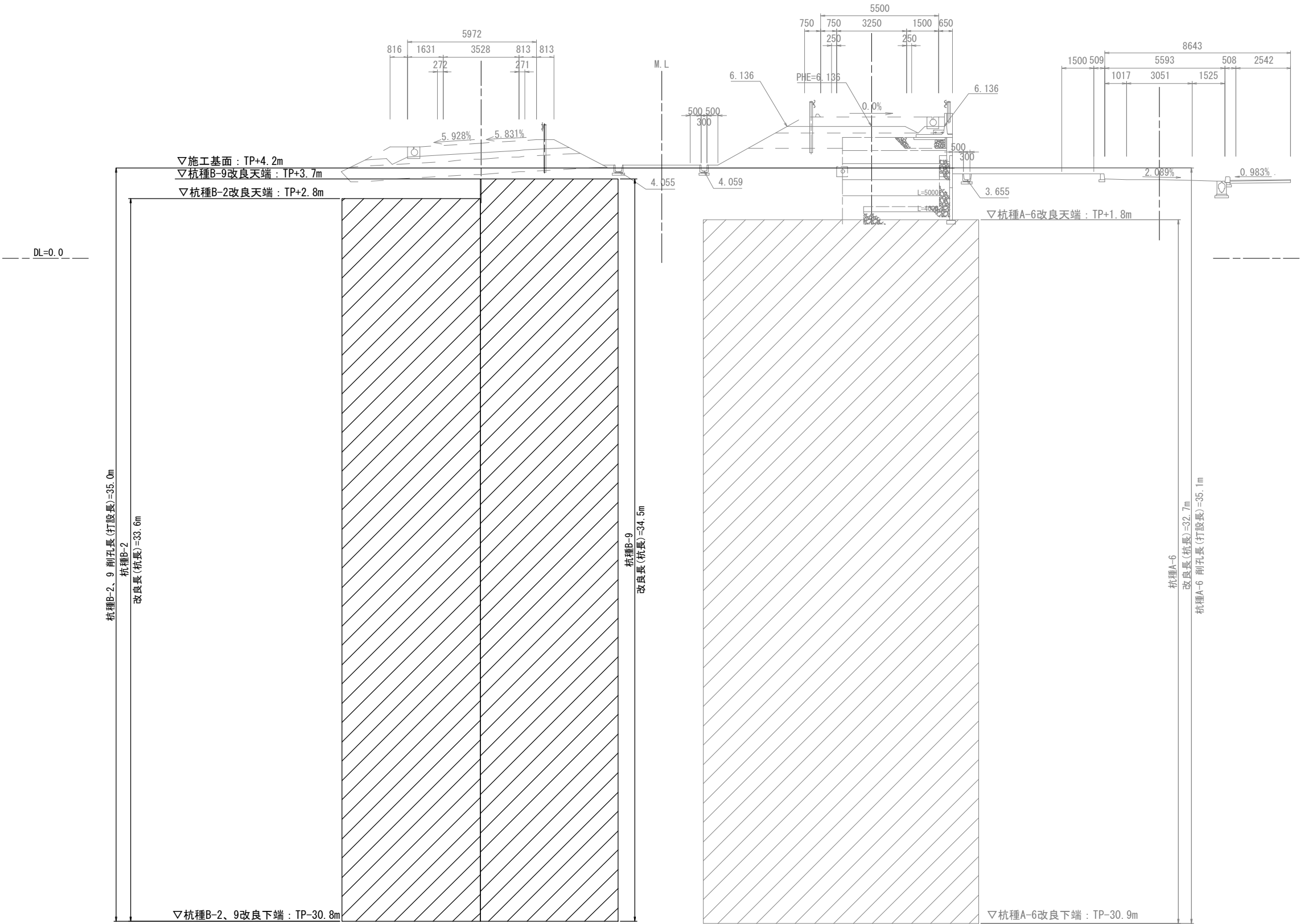
KA2
KA1-2 (NO. 1+84.715)

GH=4.00
FH=6.586

一般部 (上り)

NO. 2+82.790

GH=3.58
FH=3.652



工 事 名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	横断図(2) (八潮地区)		
作成年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:100	図面番号	6 / 25
会 社 名	J R東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

横断図(3)

S=1:100

(八潮地区)

一般部 (下り)

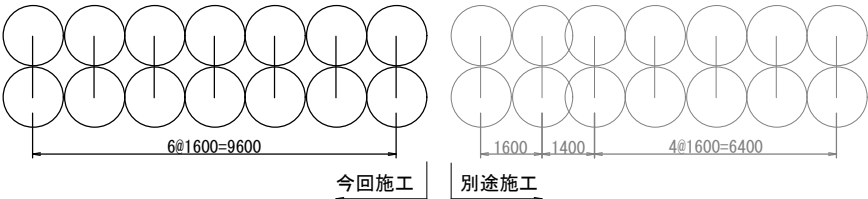
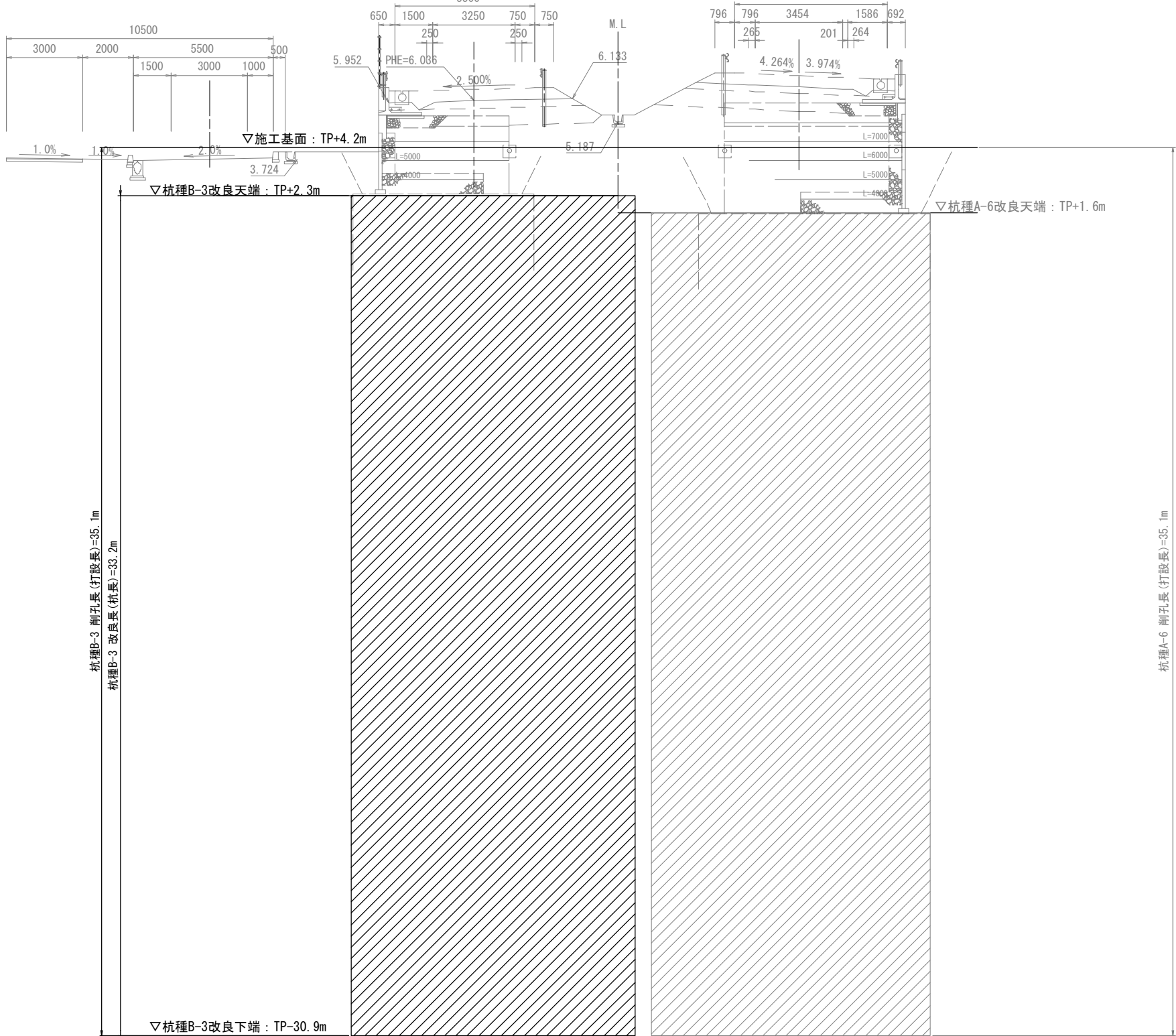
NO. 3+81.895
GH=4.02
FH=3.724

オンランプ

BC3
KA2-2 (NO. 1+13.436)
GH=3.94
FH=6.486

オフランプ

NO. 1+95.880
GH=3.92
FH=7.026



本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 国道 4 号東埼玉道路 (専用部) 八潮地区地盤改良その 2 工事		
図 面 名	横断図 (3) (八潮地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:100	図面番号	7 / 25
会 社 名	J R 東日本コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

数量総括表

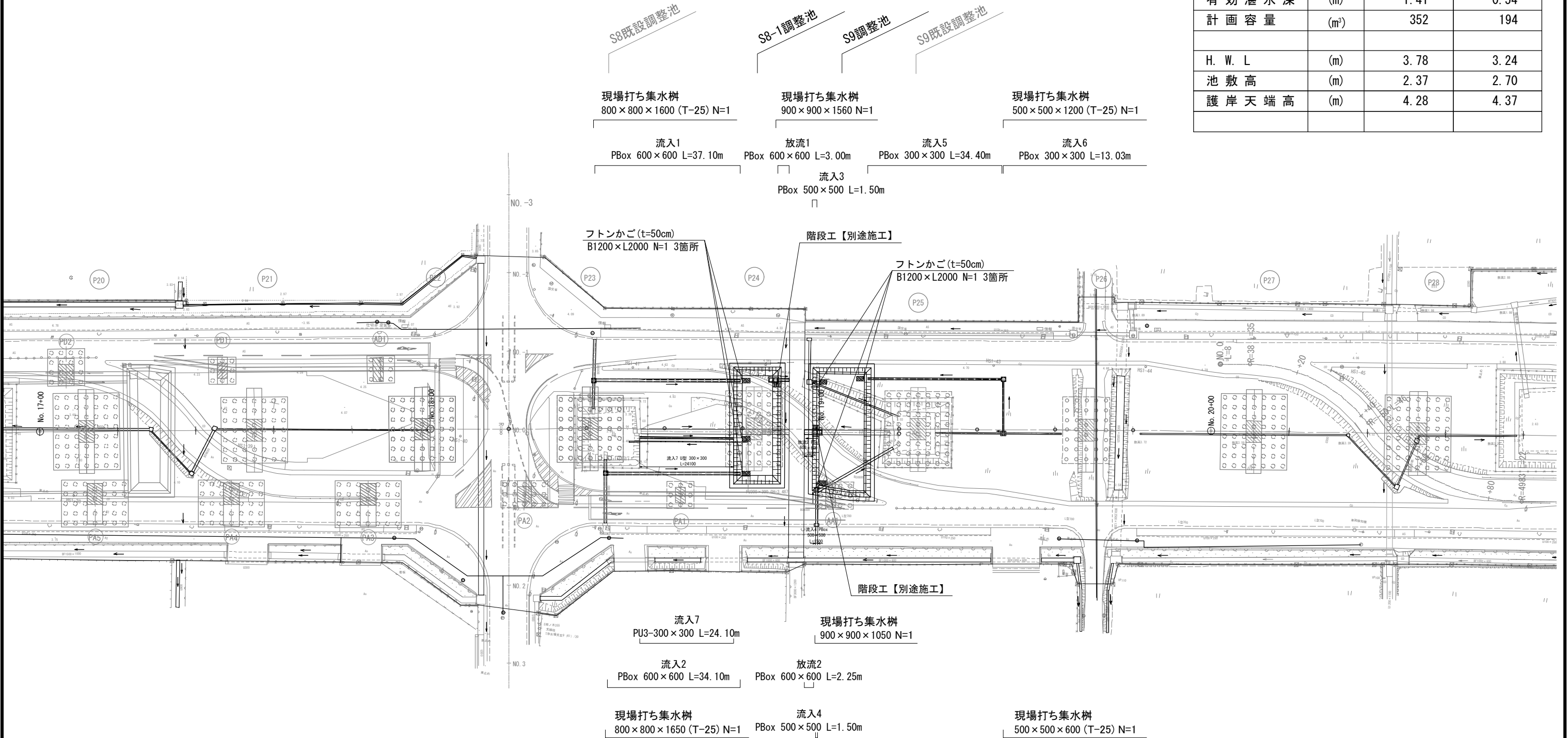
(八潮地区)

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
道路改良【八潮地区】		式	1	
地盤改良工		式	1	
路床安定処理工		式	1	
安定処理	1mを超え2m以下 固化材100m2あたり使用量 16.5t/100m2 特殊土用 フレコンパッック	m2	252	
固結工(ICT)		式	1	
スラリー攪拌(ICT)(1) 杭種B-1	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 14.2m 長さ(杭長) 12.7m	本	52	
スラリー攪拌(ICT)(2) 杭種B-2	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 33.6m	本	14	
スラリー攪拌(ICT)(3) 杭種B-3	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35.1m 長さ(杭長) 33.4m	本	14	
スラリー攪拌(ICT)(4) 杭種B-9	セメント系固化材(特殊土用)・パウ 杭径 1600mm 長さ(打設長) 35m 長さ(杭長) 34.5m	本	16	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員		式	1	

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	数量総括表 (八潮地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	—	図面番号	8 / 25
会 社 名			
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

平面図 S=1:500
(草加地区)

調整池（土羽案）諸元一覧			
項目	単位	S8-1	S9
池敷面積	(m ²)	199	338
H. W. L 面積	(m ²)	301	383
平均面積	(m ²)	250	360
有効湛水深	(m)	1.41	0.54
計画容量	(m ³)	352	194
H. W. L	(m)	3.78	3.24
池敷高	(m)	2.37	2.70
護岸天端高	(m)	4.28	4.37

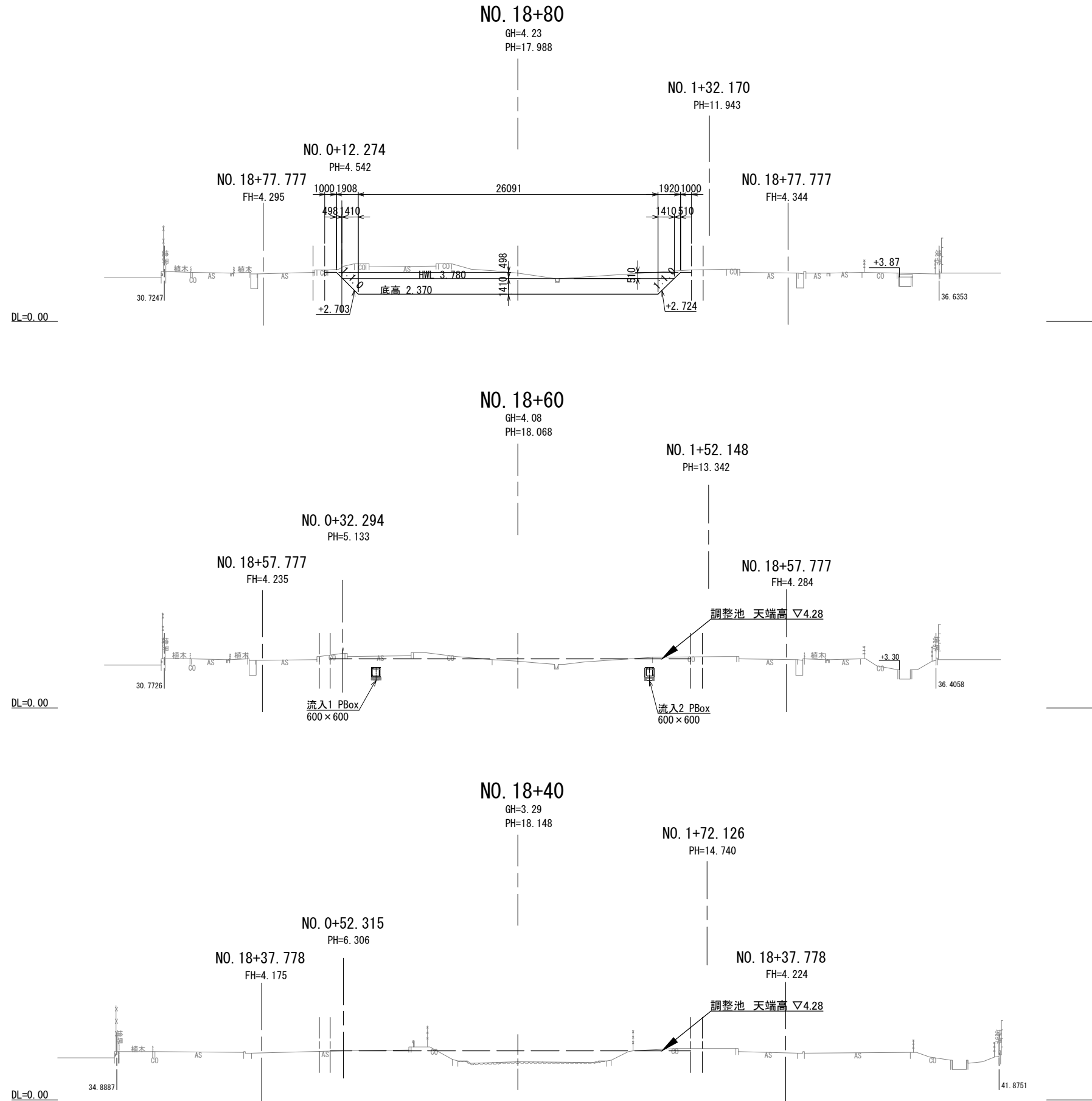


※一般部横断管の管径は不明、新設する
集水ますは、管径を確認後に必要に応じて
規格の変更を行うこと。

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	平面図（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	9 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

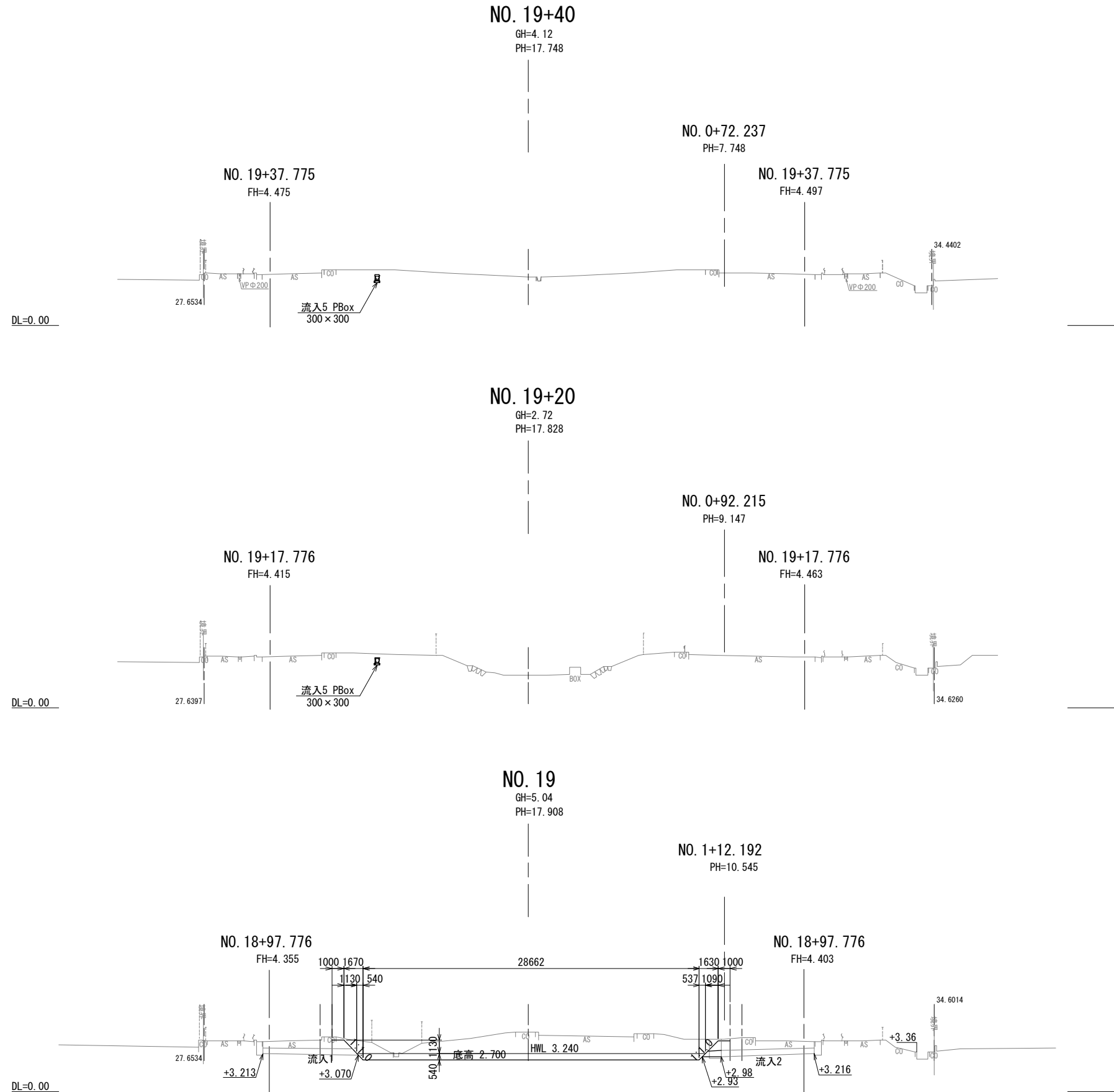
横断図 (1) S=1:200
(草加地区)



本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	横断図(1)（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	10 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

横断図 (2) S=1:200
(草加地区)

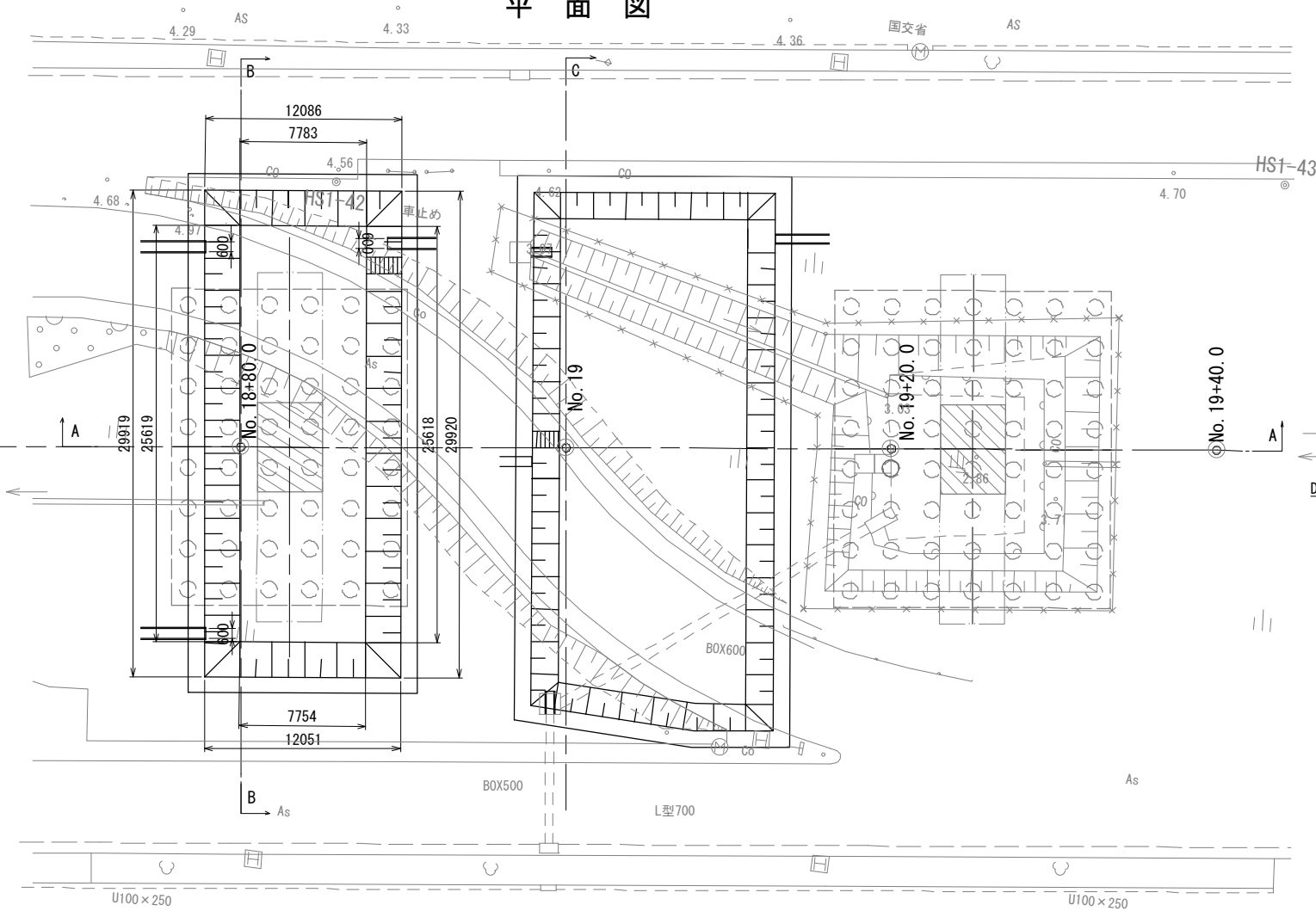


本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R 7 国道 4 号東埼玉道路 (専用部) 八潮地区地盤改良その 2 工事		
図 面 名	横断図 (2) (草加地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	11 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

調整池一般図(1) S=1:200
No. 18+80.0m付近 (草加地区)

平面図



横断図

B - B

No. 18+80

GH=4.23

PH=17.988

No. 1+32.170

PH=11.943

No. 0+12.274

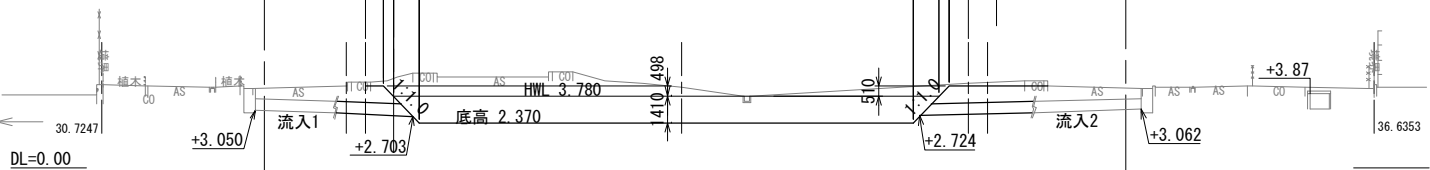
PH=4.542

No. 18+77.777

FH=4.295

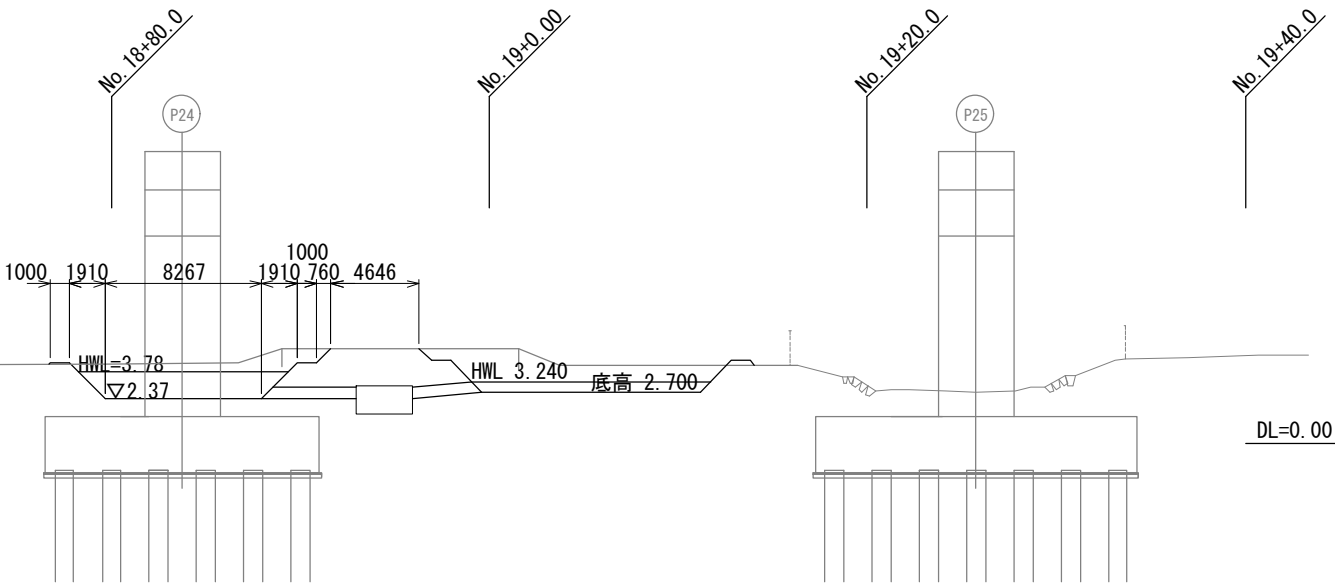
No. 18+77.777

FH=4.344



縦断図

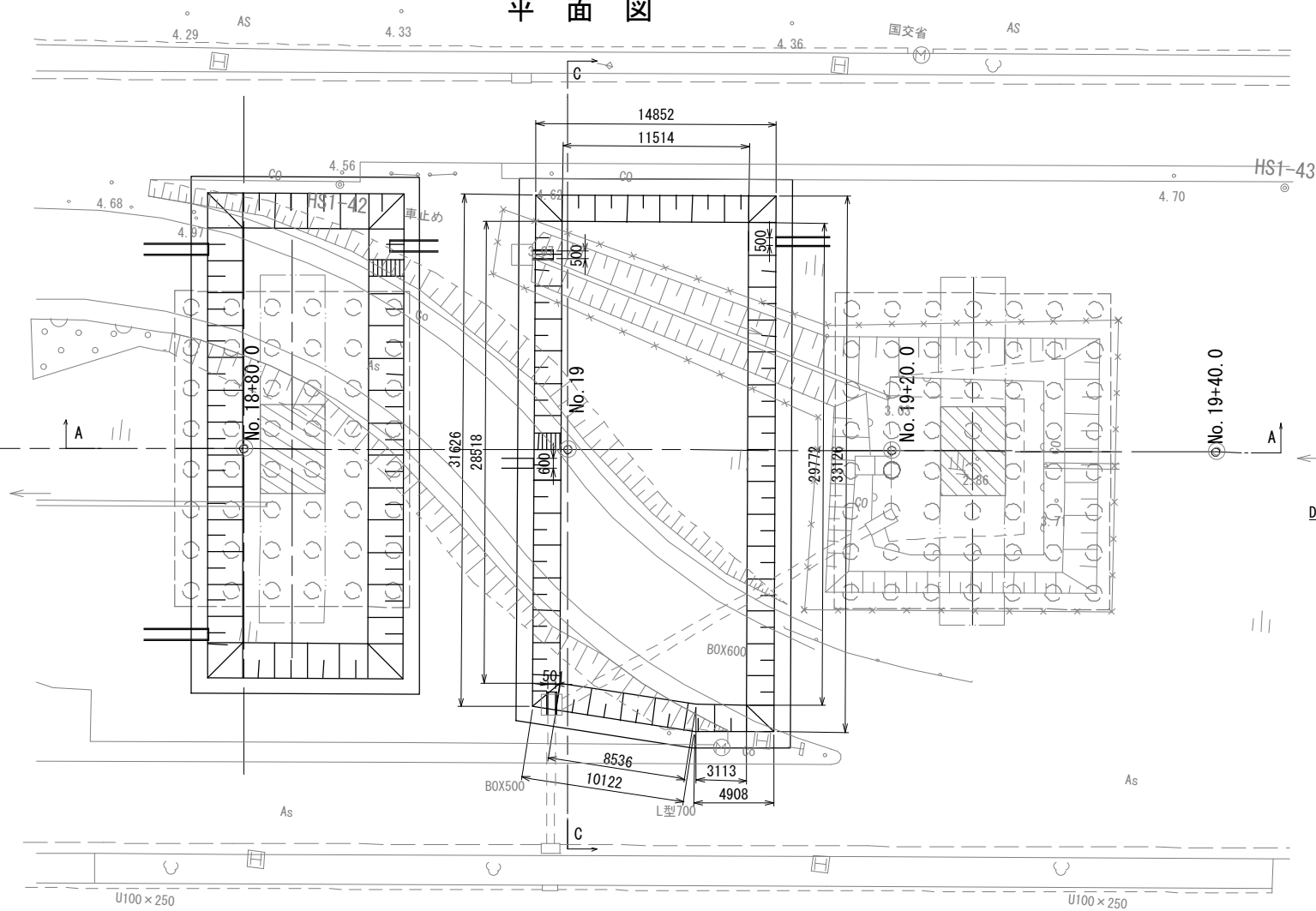
A - A



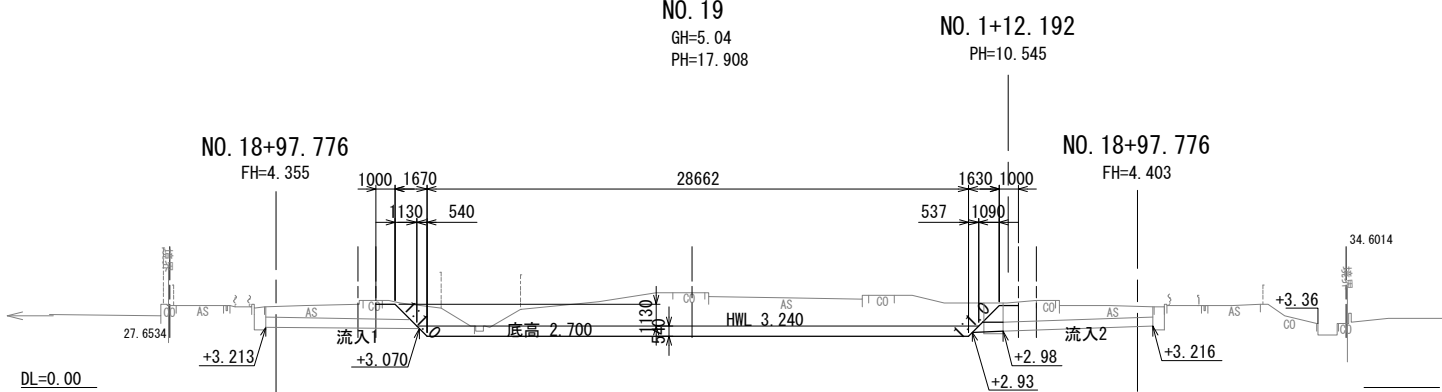
本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図面名	調整池一般図(1)(草加地区)		
作成年月日	令和8年6月日		
縮尺	1:200	図面番号	12 / 25
会社名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

No. 19+0.0m付近 (草加地区)



NO. 19
GH=5.04
PH=17.908



工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良の2工事		
図 面 名	調整池一般図(2)（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:200	図面番号	13 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

(草加地区)

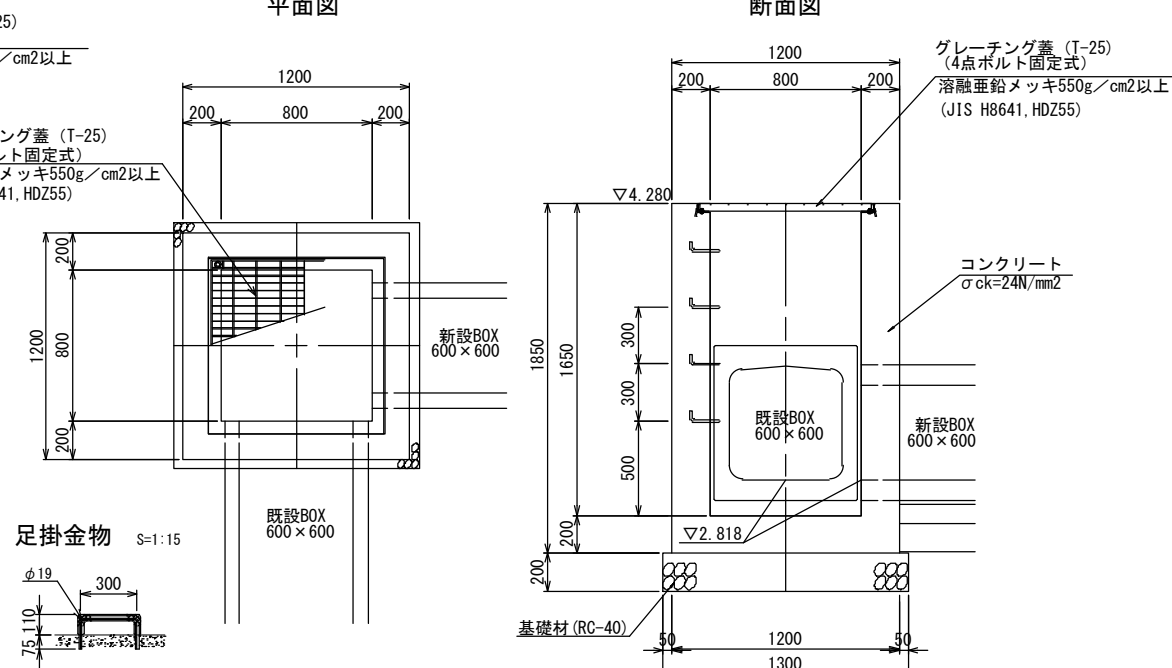
左側



S=1 : 20

S=1 : 20

断面図



材料表 1箇所当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
現場打ち集水桝	800×800×1600			
基礎碎石	RC-40	m2	1.69	t=200
型枠	一般型枠	式	1	
コンクリート	σ cK=24N/mm2	m3	1.30	
グレーチング蓋	800×800用 T-25	枚	1	ボルト固定式
足掛金物	φ 19 W=300	個	4	
現場打ち集水桝	800×800×1650			
基礎碎石	RC-40	m2	1.69	t=200
型枠	一般型枠	式	1	
コンクリート	σ cK=24N/mm2	m3	1.34	
グレーチング蓋	800×800用 T-25	枚	1	ボルト固定式
足掛金物	φ 19 W=300	個	4	

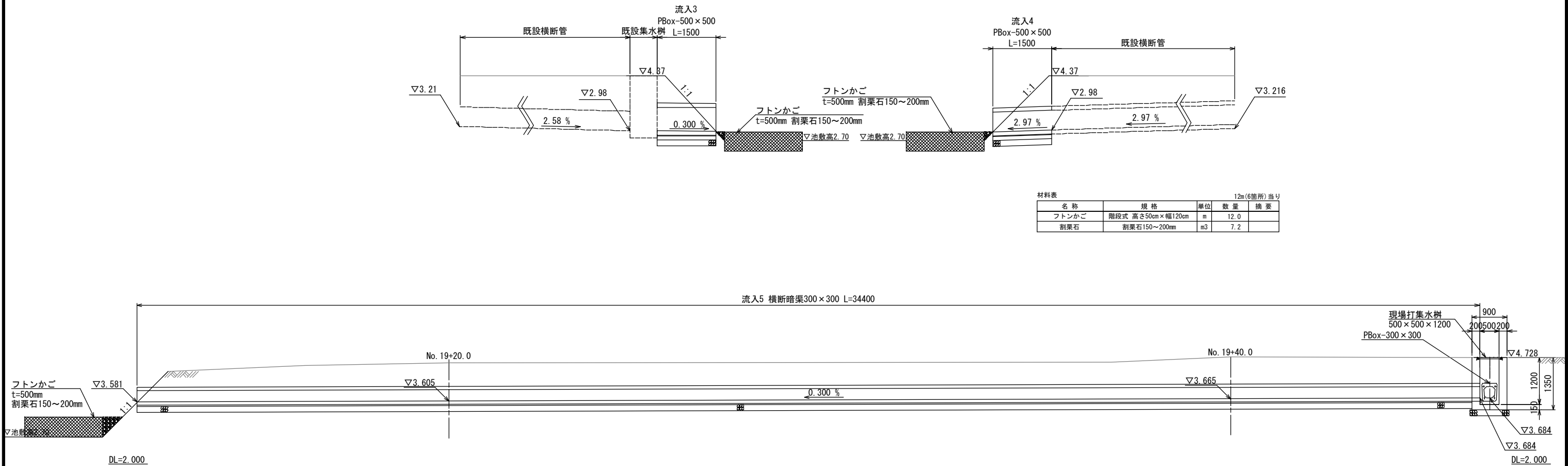
工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	調整池流入工一般構造図(1)（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	14 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

調整池流入工一般構造図(2)

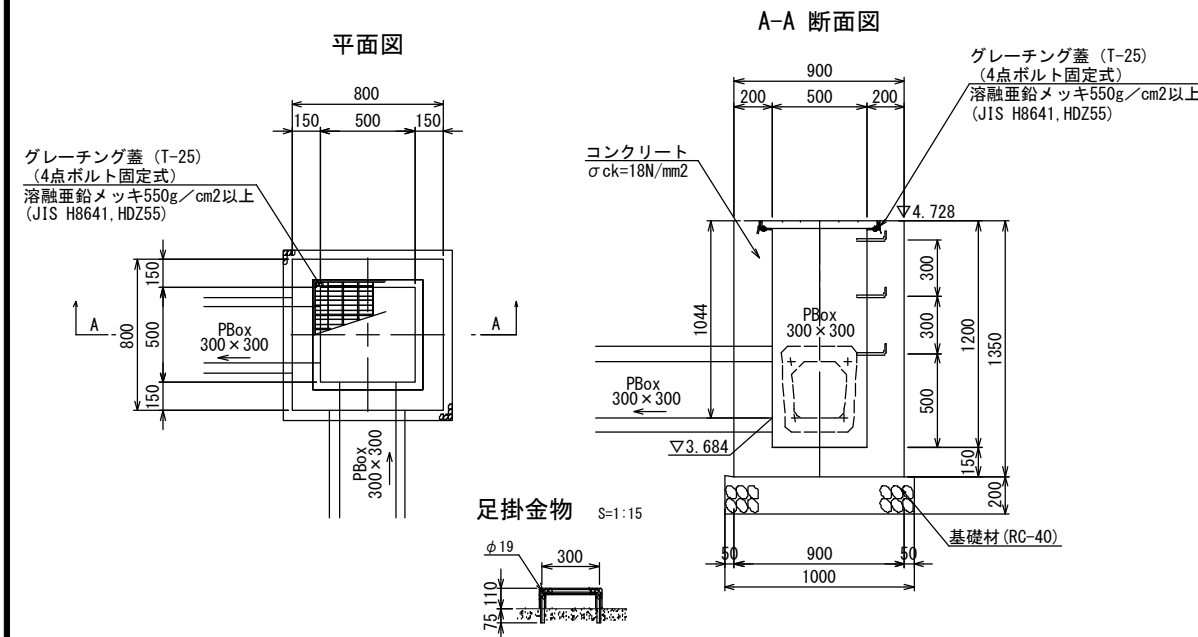
(草加地区)

側面図 S=1:50



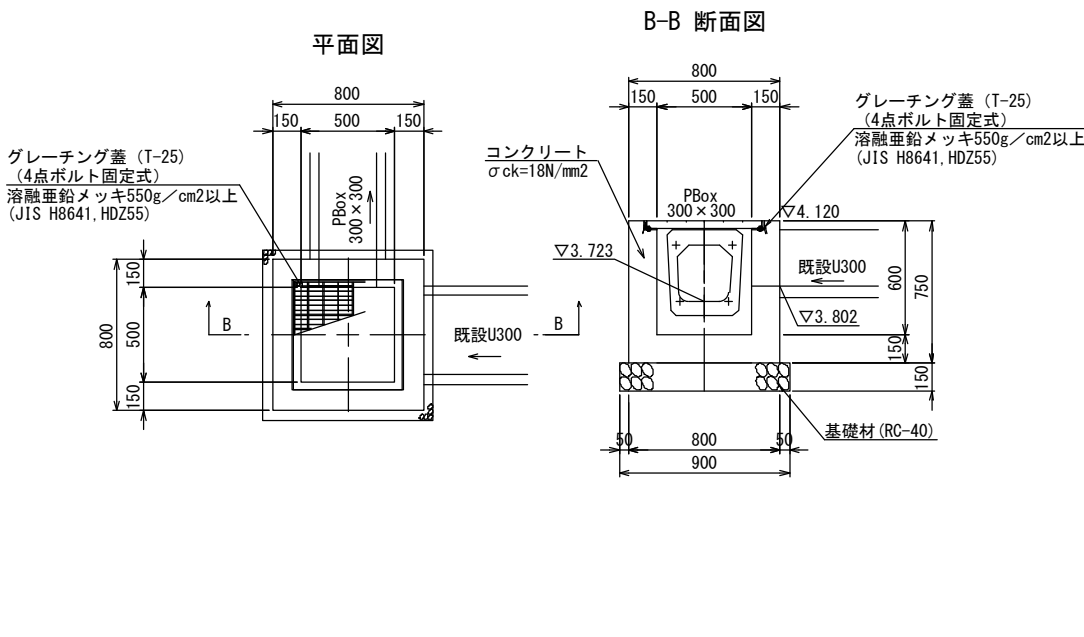
現場打集水桝
(B) 500 × (L) 500 × (H) 1200

S=1:20



現場打集水桝
(B) 500 × (L) 500 × (H) 600

S=1:20



材料表		1箇所当り			
名称	規格	単位	数量	摘要	
現場打ち集水桝	500 × 500 × 1200	m2	1.00	t=200	
基礎砕石	RC-40	m3	0.75		
型枠	一般型枠	式	1		
コンクリート	σ ck=18N/mm2	m3	0.29		
グレーチング蓋	500 × 500用 T-25	枚	1	ボルト固定式	

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	調整池流入工一般構造図（2）（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	15 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

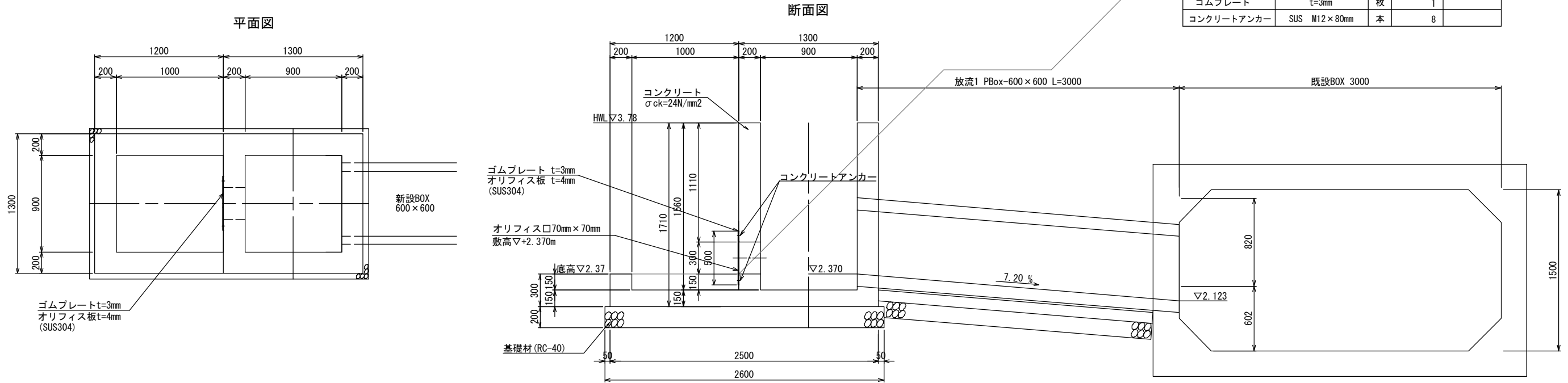
本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

調整池放流工一般構造図(1)

(草加地区)

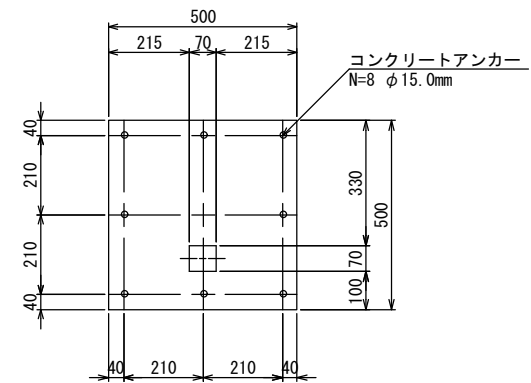
現場打ち集水桝 S=1:20
900×900×1560

材料表		1箇所当り		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
現場打ち集水桝	900×900×1560			
基礎碎石	RC-40	m2	3.38	t=200
型枠	一般型枠	式	1	
コンクリート	σck=24N/mm2	m3	1.82	
オリフィス板	SUS304 t=4mm	枚	1	
ゴムプレート	t=3mm	枚	1	
コンクリートアンカー	SUS M12×80mm	本	8	

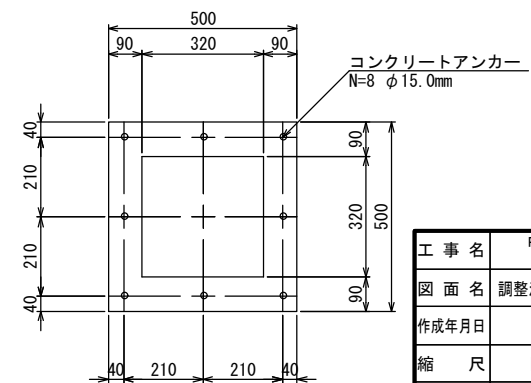


オリフィス板詳細図 S=1:10

オリフィス板 t=4mm (SUS304)

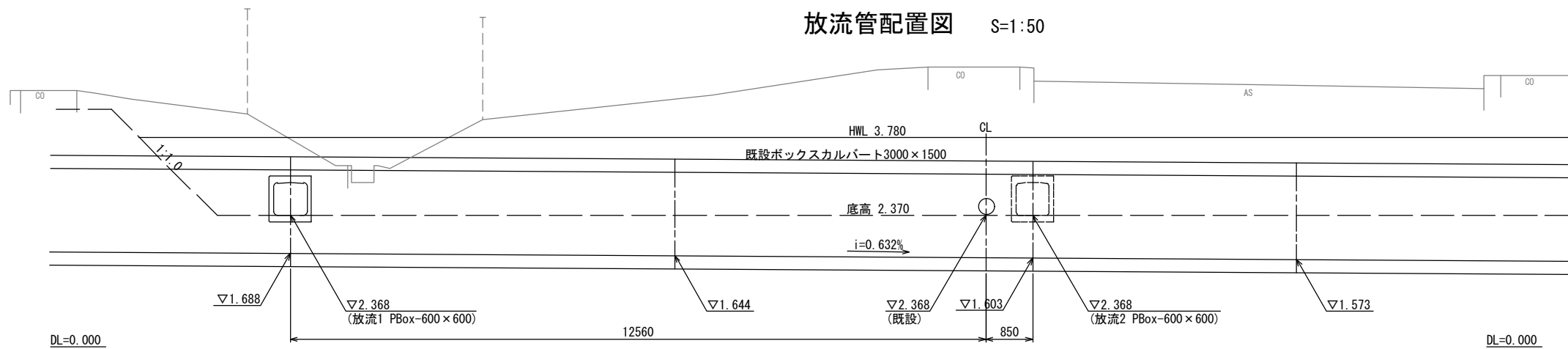


ゴムプレート t=3mm



本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

放流管配置図 S=1:50



注1) 既設BOXへの箱抜きでは、既設BOXの継ぎ目を外すこと
注2) 既設BOXの部材厚は想定としている

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	調整池放流工一般構造図(1)(草加地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	16 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

調整池放流工一般構造図(2)

(草加地区)

現場打ち集水桝 S=1:20

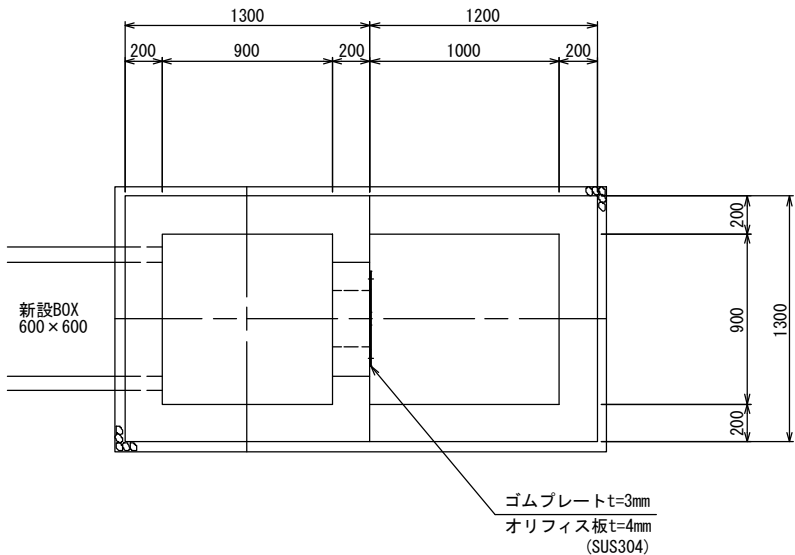
900×900×1050

材料表

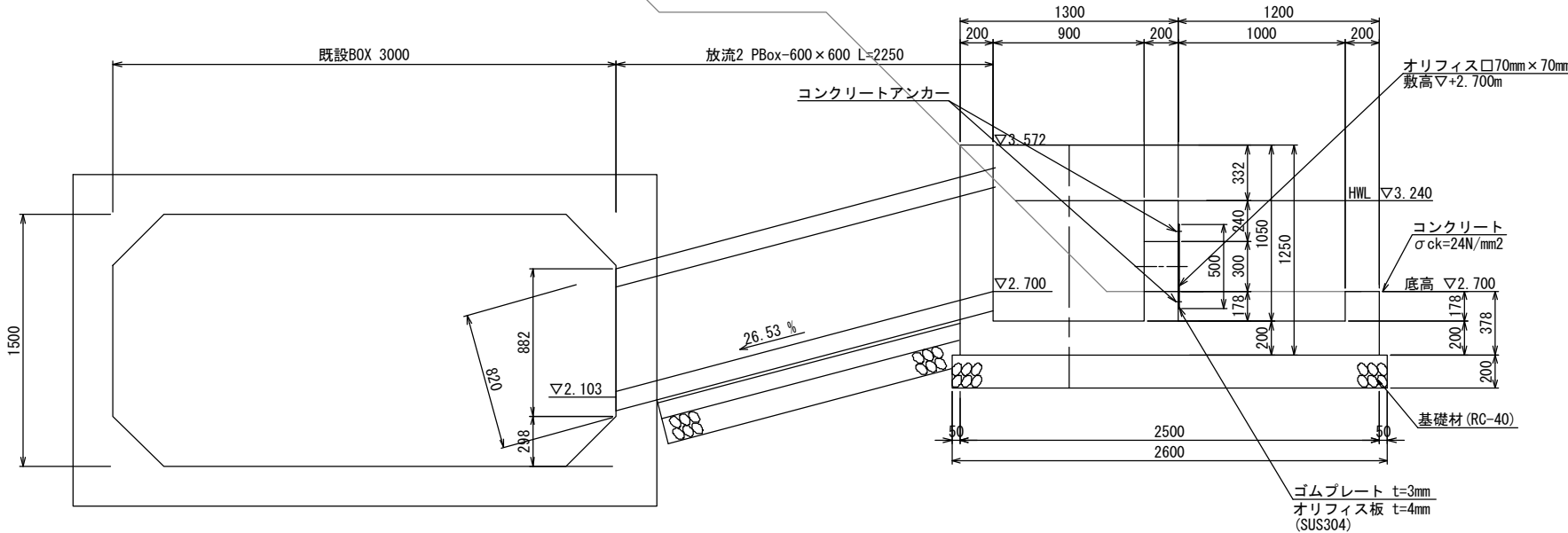
1箇所当り

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
現場打ち集水桝	900×900×1050			
基礎砕石	RC-40	m2	3.38	t=200
型枠	一般型枠	式	1	
コンクリート	σ cK=24N/mm2	m3	1.51	
オリフィス板	SUS304 t=4mm	枚	1	
ゴムプレート	t=3mm	枚	1	
コンクリートアンカー	SUS M12×80mm	本	8	

平面図

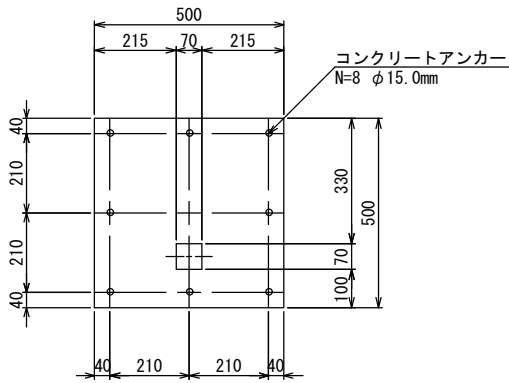


断面図

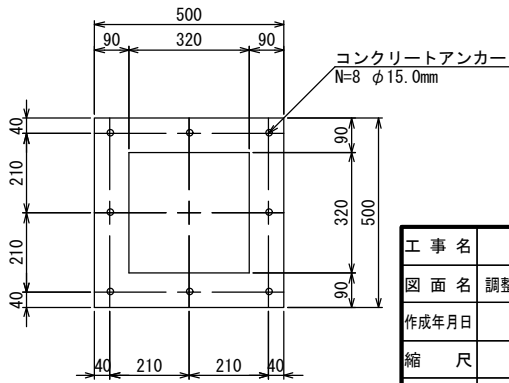


オリフィス板詳細図 S=1:10

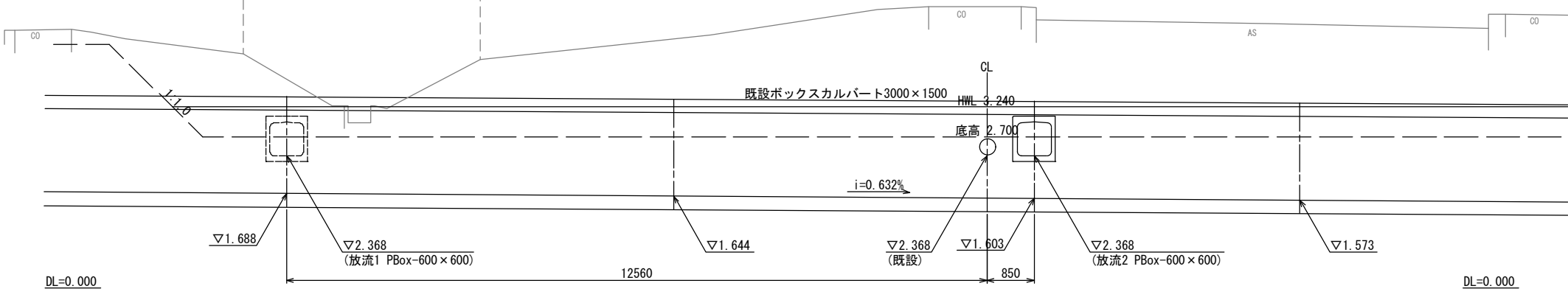
オリフィス板 t=4mm (SUS304)



ゴムプレート t=3mm



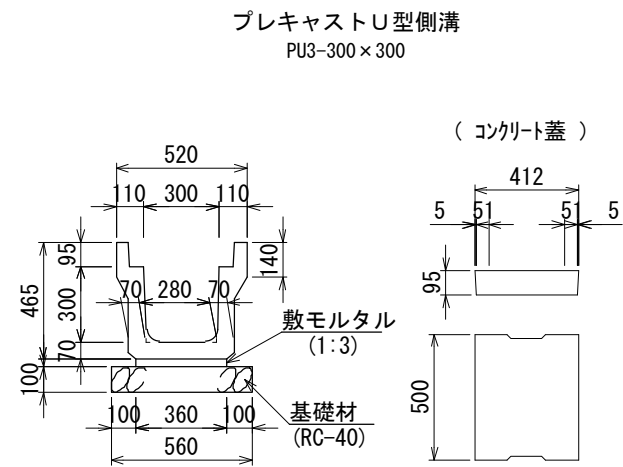
放流管配置図 S=1:50



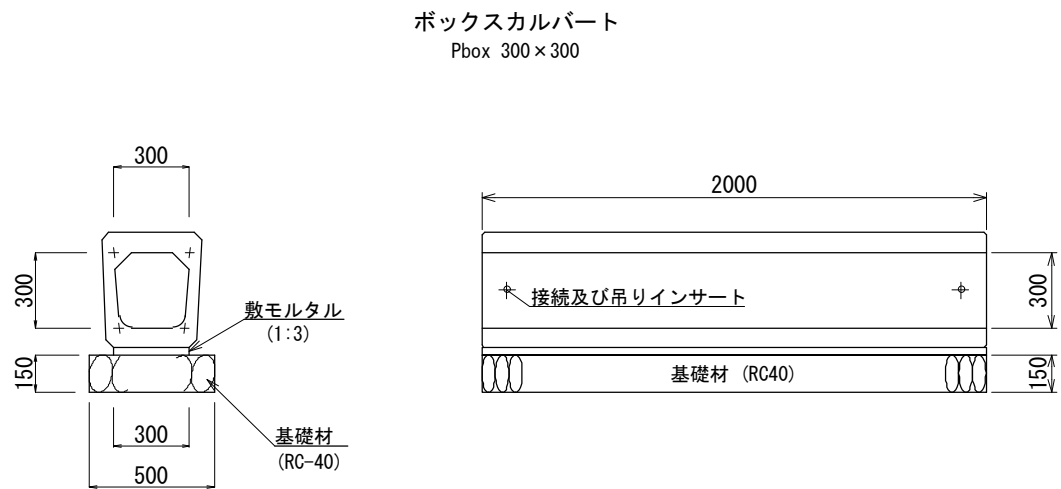
注1) 既設BOXへの箱抜きでは、既設BOXの継ぎ目を外すこと
注2) 既設BOXの部材厚は想定としている

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	調整池放流工一般構造図(2)(草加地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	図示	図面番号	17 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

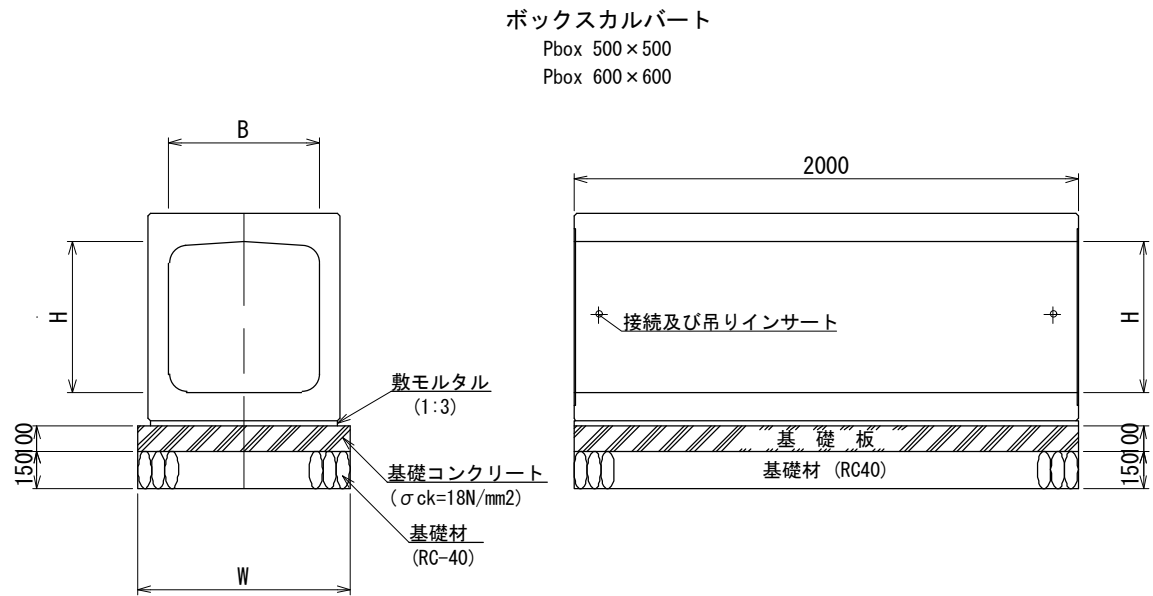
構 造 図 S=1:15
(草加地区)



数量表		10m当り		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
プレキャストU型側溝	300×300	個	5.0	
基礎材	RC-40	m2	5.6	t=100
敷モルタル	1:3	式	1	
蓋	車道用	枚	20.0	



		10m当り		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
プレキャストボックスカルバート	300×300	本	5.0	
基礎材	RC-40	m2	5.0	t=150
敷モルタル	1:3	式	1	



		10m当り		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
プレキャストボックスカルバート	500×500	本	5.0	
基礎材	RC-40	m2	8.0	t=150
基礎板	800×2000 t=100	枚	5.0	
敷モルタル	1:3	式	1	
プレキャストボックスカルバート	600×600	本	5.0	
基礎材	RC-40	m2	9.0	t=150
基礎板	900×2000 t=100	枚	5.0	
敷モルタル	1:3	式	1	

寸法表		単位 : mm		
種別 (B×H)	B	H	W	
500×500	500	500	800	
600×600	600	600	900	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7 国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	構造図（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年	6 月	日
縮 尺	1:15	図面番号	18 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

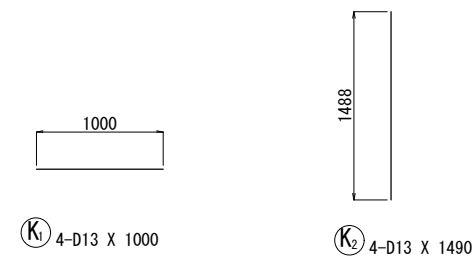
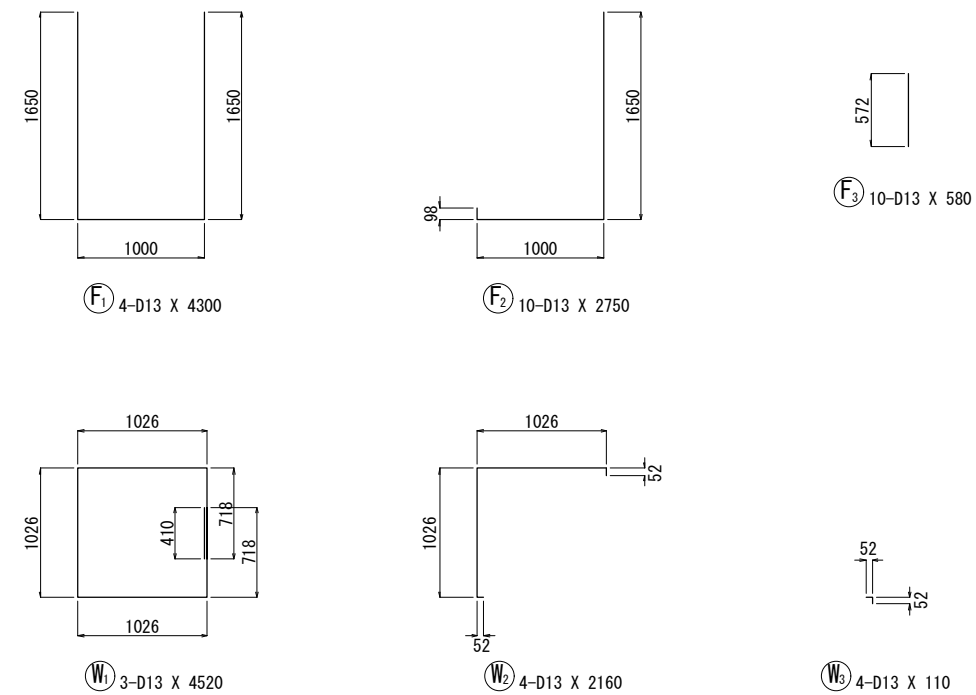
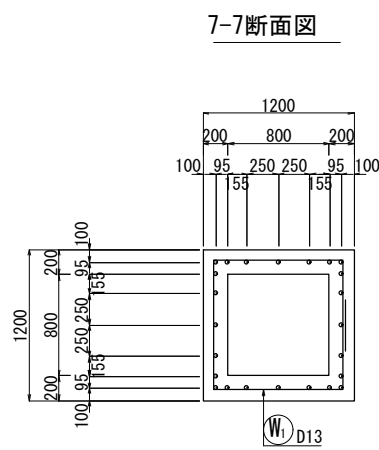
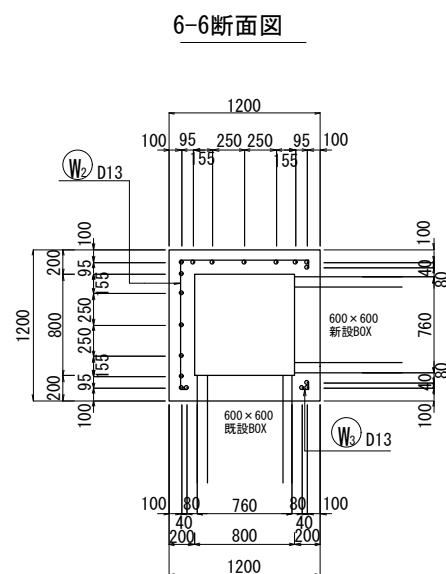
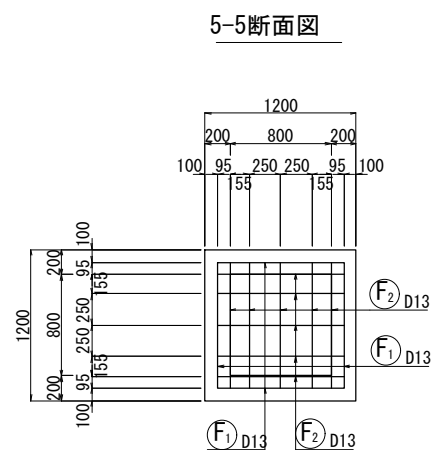
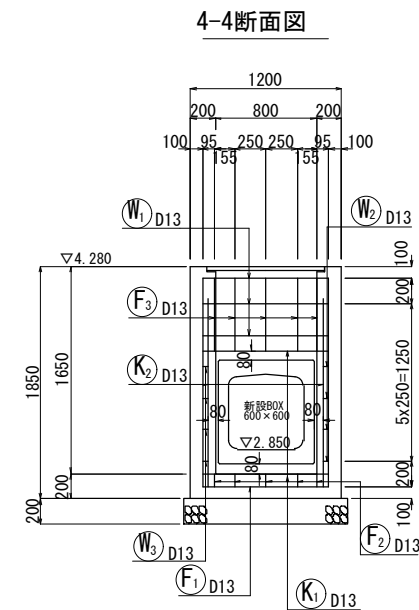
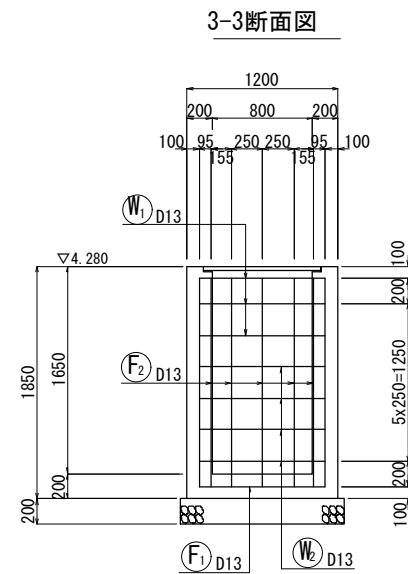
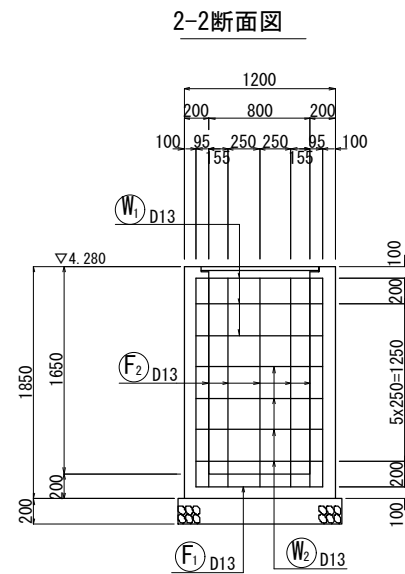
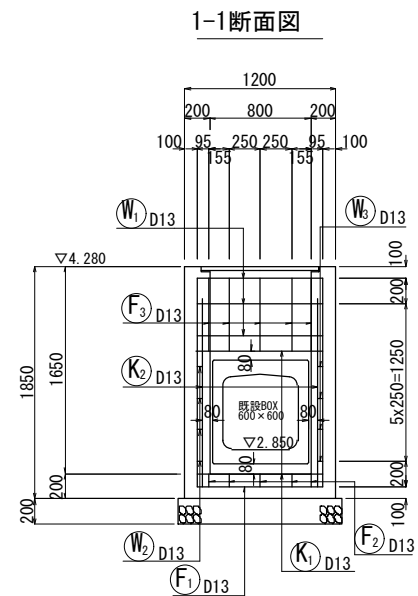
現場打集水枋 (B) 800 × (L) 800 × (H) 1600

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良等の2工事		
図 面 名	調整地流入工集水樹形配筋(図1)（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	19 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

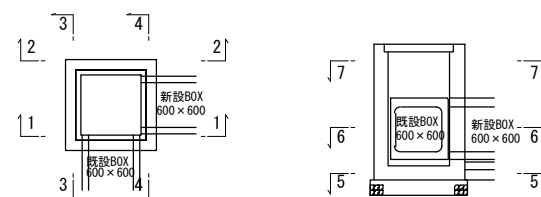
本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

調整池流入工集水桝配筋図(2) S=1:30
(草加地区)

現場打集水枰 (B) 800 × (L) 800 × (H) 1650



位置図



鉄筋表

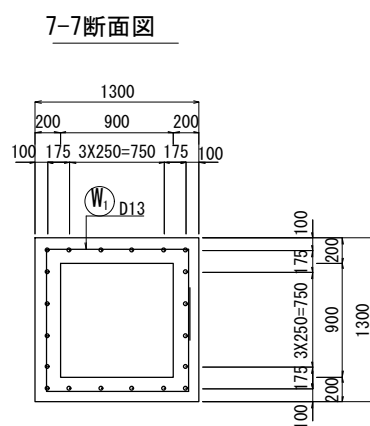
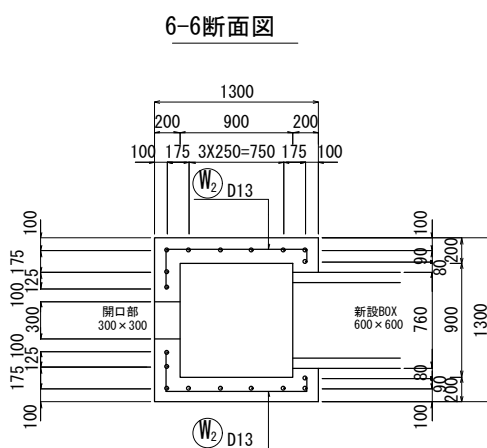
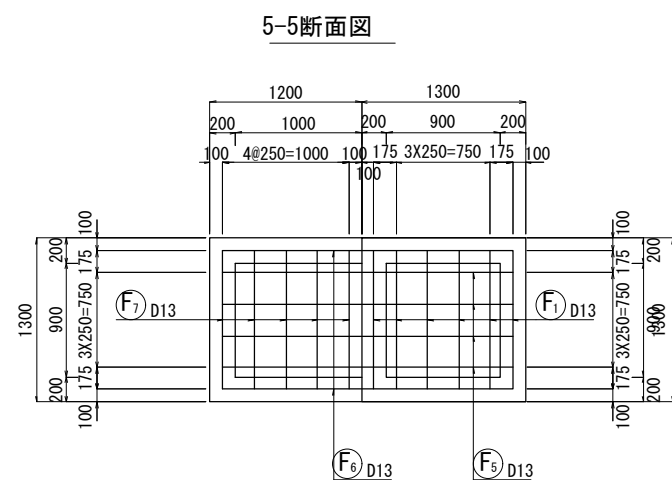
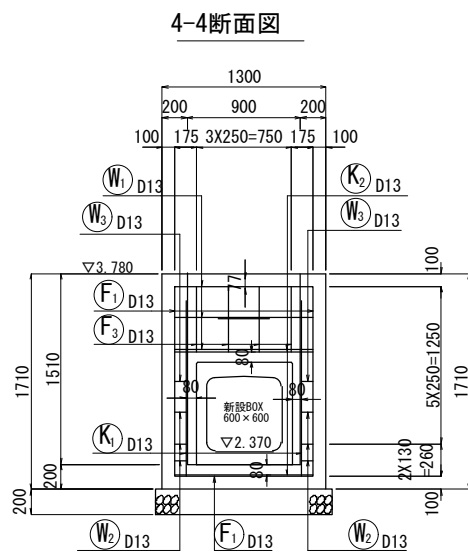
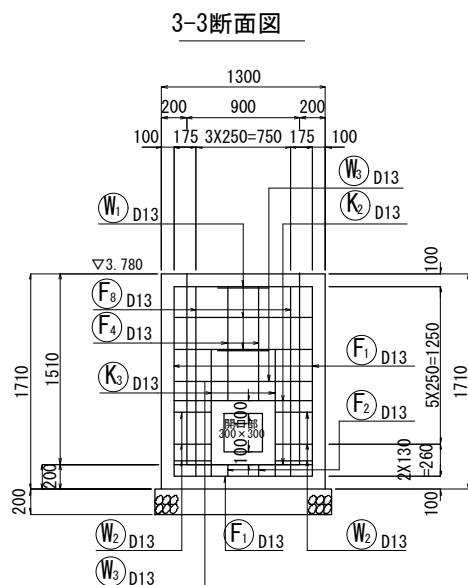
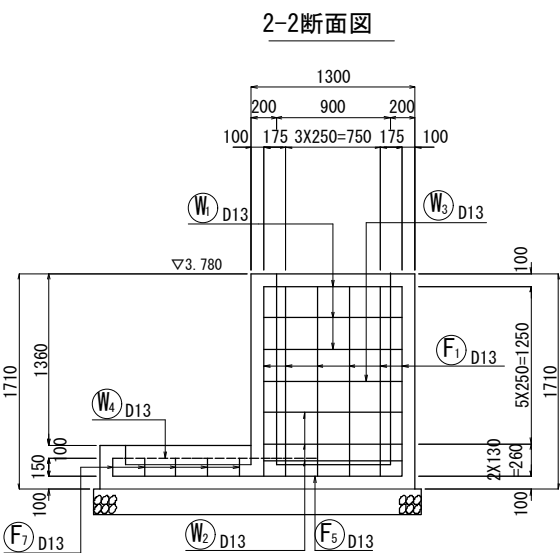
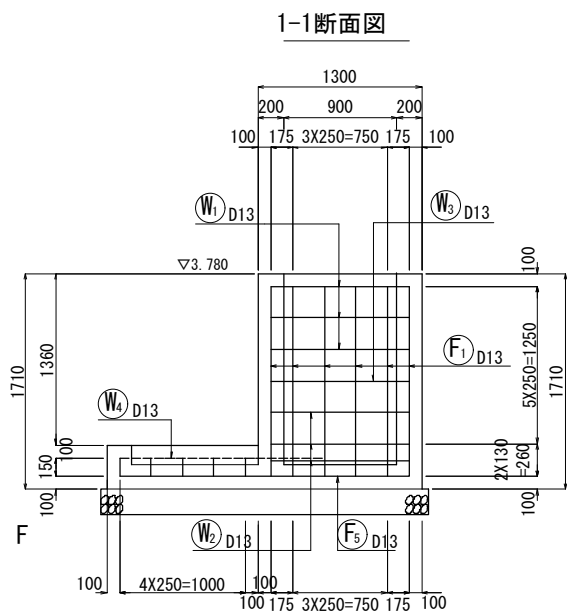
種 別	径	長 さ	本 数	単位質量	一本当り質量	質 量	摘 要	現場における 加工の有無
W ₁	D13	4520	3	0.995	4.50	14	□	
W ₂	D13	2160	4	0.995	2.15	9	└	
W ₃	D13	110	4	0.995	0.11	1	└	
24								
F ₁	D13	4300	4	0.995	4.28	17	┘	
F ₂	D13	2750	10	0.995	2.74	27	┘	
F ₃	D13	580	10	0.995	0.58	6	┘	
50								
K ₁	D13	1000	4	0.995	1.00	4	—	
K ₂	D13	1490	4	0.995	1.48	6	┘	
10								
合 計 D13				84 Kg				
総質量				84 Kg				

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	調整地流入工集水木柵留筋(2)（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	20 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

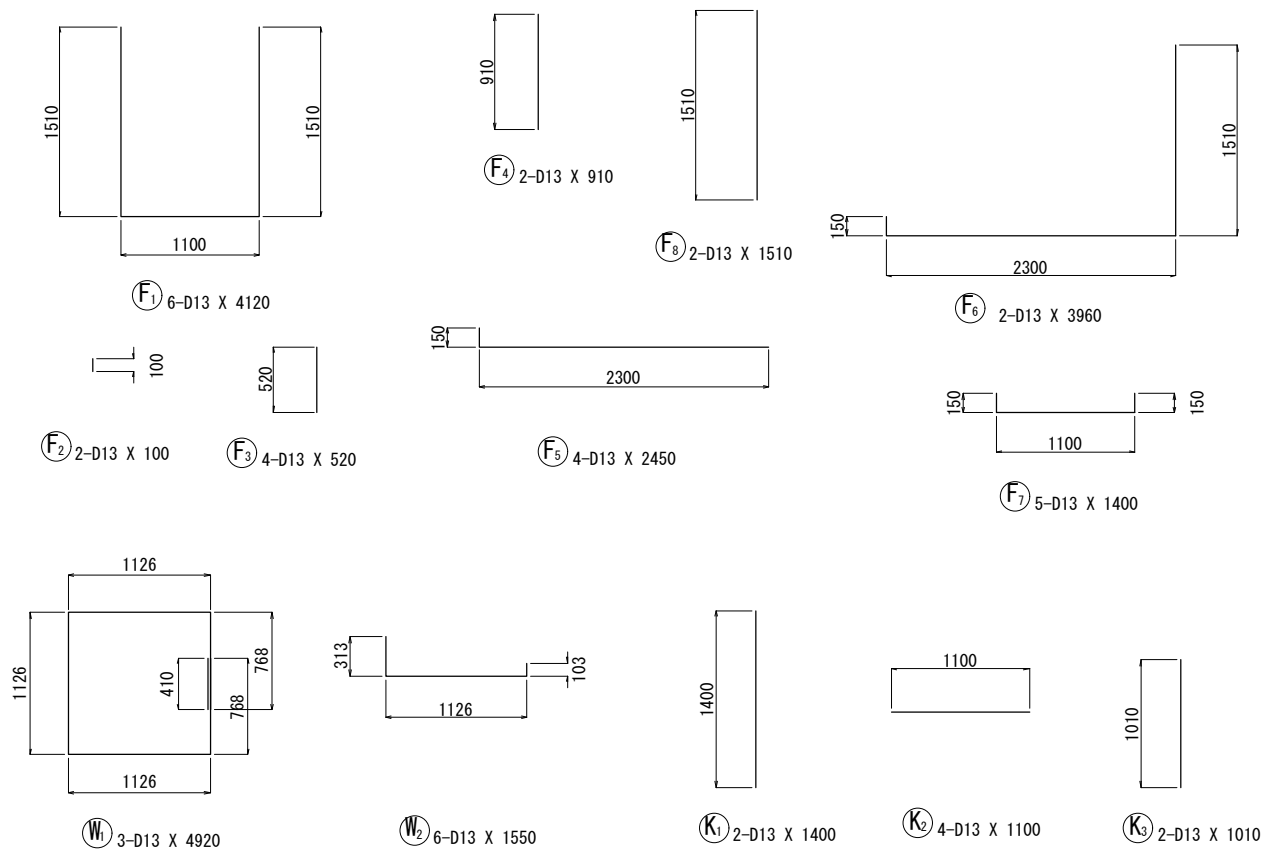
調整池放流工集水桧配筋図(1) S=1:30
(草加地区)

現場打集水桧 (B) 900 × (L) 900 × (H) 1560

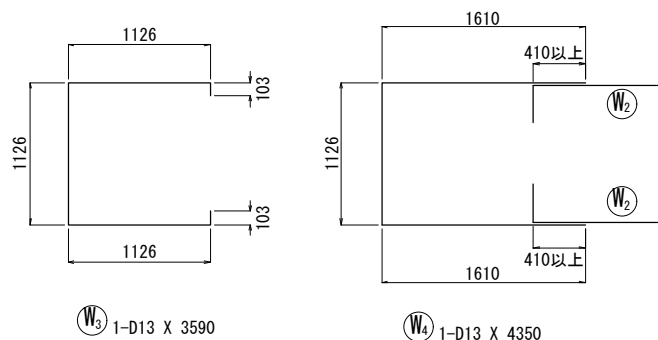
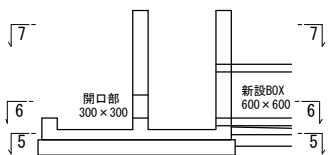
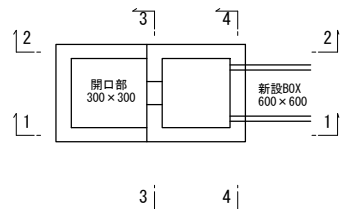


鉄筋表

種 別	径	長 さ	本 数	単位質量	一本当り質量	質 量	摘 要	現場における加工の有無
W ₁	D13	4920	3	0.995	4.90	15	□	
W ₂	D13	1550	6	0.995	1.54	9	└	
W ₃	D13	3590	1	0.995	3.57	4	□	
W ₄	D13	4350	1	0.995	4.33	4	└	
32								
F ₁	D13	4120	6	0.995	4.10	25	└	
F ₂	D13	100	2	0.995	0.10	1		
F ₃	D13	520	4	0.995	0.52	2		
F ₄	D13	910	2	0.995	0.91	2		
F ₅	D13	2450	4	0.995	2.44	10		
F ₆	D13	3960	2	0.995	3.94	8	└	
F ₇	D13	1400	5	0.995	1.39	7	└	
F ₈	D13	1510	2	0.995	1.50	3		
58								
K ₁	D13	1400	2	0.995	1.39	3		
K ₂	D13	1100	4	0.995	1.09	4	└	
K ₃	D13	1010	2	0.995	1.00	2		
9								
合 計 D13				99 Kg				
総質量				99 Kg				



位置図



本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	調整池放流工集水桧配筋図(1) (草加地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	21 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

場打集水枱 (B) 900 × (L) 900 × (H) 1050

Technical drawing of a building floor plan showing a 3x3 grid of rooms. The drawing includes dimensions for room sizes, wall thicknesses, and door widths. The grid is labeled with room numbers 1 through 9. The overall dimensions are 1300 units by 1250 units. The drawing is a detailed architectural plan with various annotations and dimensions.

Technical drawing of a building floor plan showing a 3x3 grid of rooms. The plan includes dimensions for room sizes, corridors, and overall building footprint. Rooms are labeled with numbers 1 through 9. Corridors are labeled with 'C' and 'D'. The drawing shows a central corridor (C3) connecting to other corridors (C1, C2, C4, C5, C6, C7, C8, C9). Rooms are labeled with numbers 1 through 9. The drawing also shows a staircase (S) and a bathroom (B). The overall dimensions of the building are 1300 units by 1250 units. The drawing is a technical drawing of a building floor plan.

[illegible][illegible]

The technical drawing shows two reinforced concrete beams, labeled W1 D13, with their dimensions and reinforcement details. The top beam has a total width of 1300 mm, divided into three sections: 200 mm on the left, 900 mm in the middle, and 200 mm on the right. It features a central rectangular opening with a height of 750 mm. The bottom beam also has a total width of 1300 mm, with a central rectangular opening of height 600 mm. Both beams have a height of 100 mm above the opening and 200 mm below it. The reinforcement consists of 3 bars at the top and 3 bars at the bottom, spaced at 175 mm intervals. The beams are supported by columns.

Technical drawings of reinforcement bars (F1, F2, F4, F5) with dimensions:

- F1:** U-shaped bar with vertical legs of 1050 and a horizontal base of 1100. Label: $\textcircled{F_1}$ 6-D13 X 3200.
- F2:** Stepped bar with a total length of 1100 and a vertical step of 178. Label: $\textcircled{F_2}$ 5-D13 X 1460.
- F4:** Long straight bar with a length of 2300 and end hooks of 88. Label: $\textcircled{F_4}$ 4-D13 X 2570.
- F5:** Stepped bar with a total length of 1100 and a vertical step of 178. Label: $\textcircled{F_5}$ 2-D13 X 1460.

Technical drawing of a Z-profile with dimensions and callouts:

- Vertical dimension: 1050
- Horizontal dimension: 2300
- Vertical dimension: 718
- Horizontal dimension: 40
- Callout $\textcircled{F_3}$ 2-D13 X 3530
- Callout $\textcircled{F_6}$ 2-D13 X 720
- Callout $\textcircled{F_7}$ 2-D13 X 40

種 別	径	長 さ	本 数	単位質量	一本当り質量	質 量	摘 要	現場における加工の有無
W ₁	D13	1400	4	0.995	1.39	6	□	
W ₂	D13	1550	4	0.995	1.54	6	┌	
W ₃	D13	3590	1	0.995	3.57	4	└	
W ₄	D13	4350	1	0.995	4.33	4	▢	
20								
F ₁	D13	3200	6	0.995	3.18	19	┐	
F ₂	D13	1460	5	0.995	1.45	7	┌┐	
F ₃	D13	3530	2	0.995	3.51	7	└┐	
F ₄	D13	2570	4	0.995	2.56	10	└└	
F ₅	D13	180	2	0.995	0.18	1	┐	
F ₆	D13	720	2	0.995	0.72	1	┐	
F ₇	D13	40	2	0.995	0.04	1	┐	
46								
K ₁	D13	1050	2	0.995	1.04	2	┐	
K ₂	D13	720	2	0.995	0.72	1	┐	
K ₃	D13	1100	4	0.995	1.09	4	—	
K ₄	D13	750	2	0.995	0.75	2		
9								
合 計 D13				75 Kg				
総質量				75 Kg				

(a) Top view: 1126 mm total width, 103 mm top flange thickness, 163 mm web thickness.

(b) Side view: 1126 mm total height, 103 mm top flange thickness, 313 mm web thickness.

(c) End view: 1126 mm total width, 103 mm top flange thickness, 313 mm web thickness.

Technical drawings of two types of wall panels, W3 and W4.

W3: A square panel with dimensions 1126mm by 1126mm. The height of the panel is 103mm. The panel is labeled W3.

W4: A rectangular panel with dimensions 1610mm by 1126mm. The height of the panel is 103mm. The panel is labeled W4.

Diagram 1: A vertical rectangle with a height dimension of 1050. Below it is the label (K_1) 2-D13 X 1050.

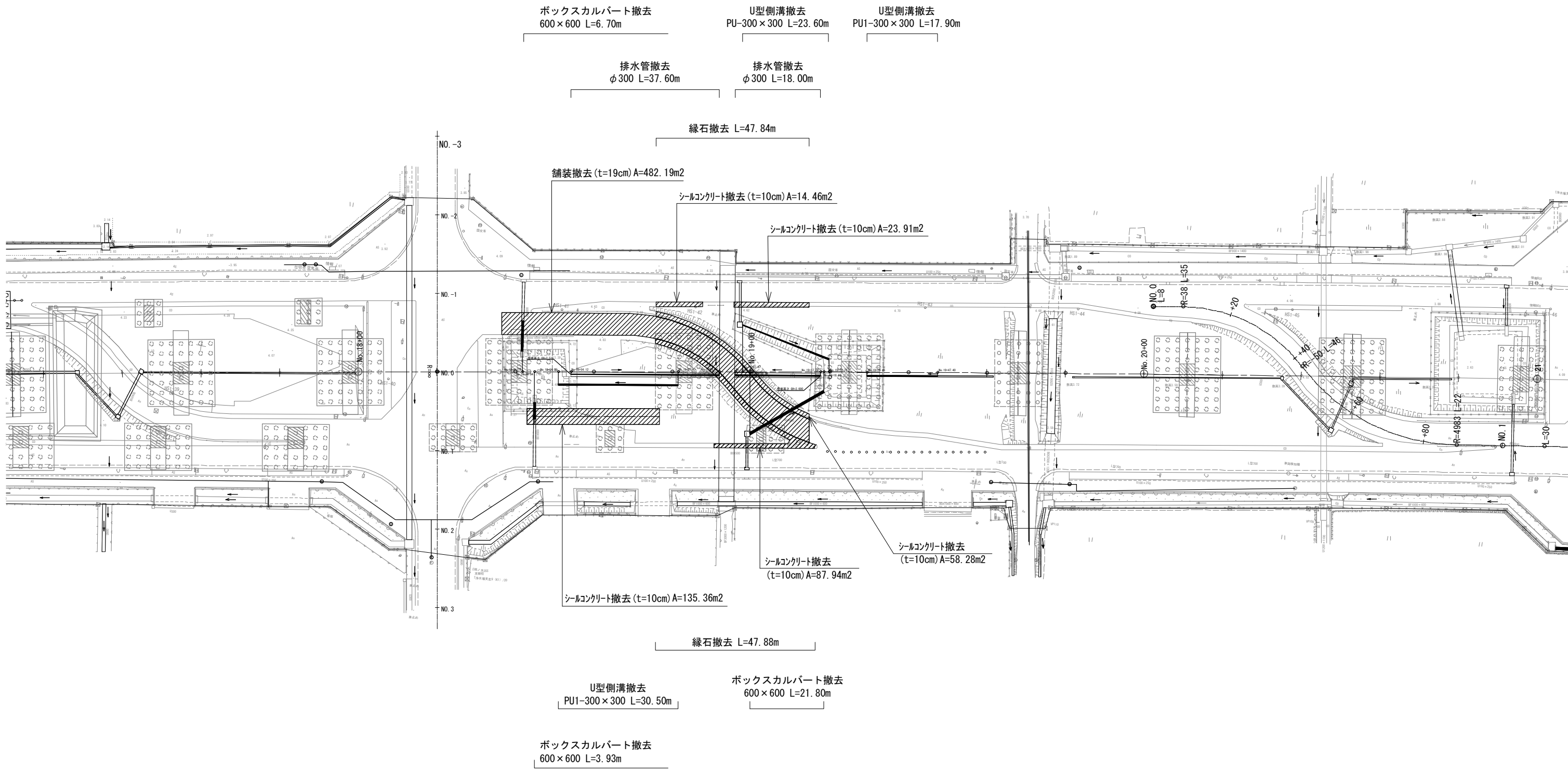
Diagram 2: A vertical rectangle with a height dimension of 718. Below it is the label (K_2) 2-D13 X 720.

Diagram 3: A horizontal rectangle with a width dimension of 1100. Below it is the label (K_3) 4-D13 X 1100.

Diagram 4: A vertical rectangle with a height dimension of 742. Below it is the label (K_4) 2-D13 X 750.

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良の2工事		
図 面 名	調整池放流工集水構配筋図(2)（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:30	図面番号	22 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

撤去平面図 S=1:500
(草加地区)



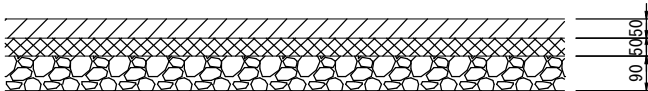
本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路（専用部） 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	撤去平面図（草加地区）		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	23 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

撤去構造図 S=1:10

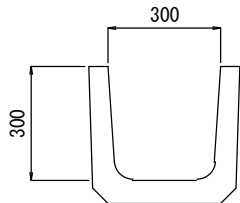
(草加地区)

舗装版破碎(車道)



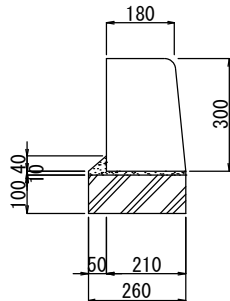
数量表		10m2当り		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
舗装版破碎	アスファルト舗装版 t=19cm	m3	1.9	

U型側溝撤去



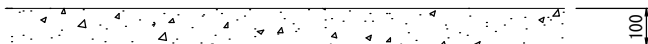
数 量 表		10m当り		
項 目	区 分	単位	数 量	摘 要
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m3	0.55	

縁石撤去
(歩車道境界ブロック)



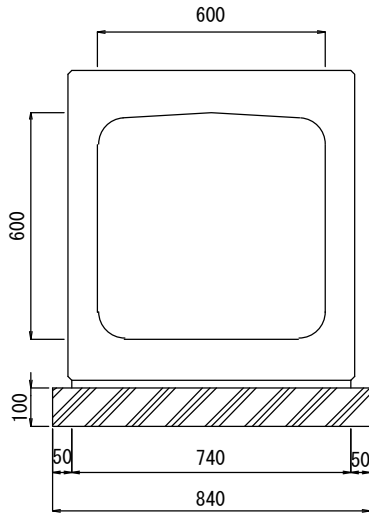
数 量 表		10m当り		
項 目	区 分	単位	数 量	摘 要
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m3	0.88	

シールコンクリート撤去



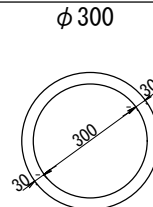
数量表		10m2当り		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート構造物取壊し	無筋	m3	1	

ボックスカルバート撤去



数 量 表		10m当り		
項 目	区 分	単位	数 量	摘 要
コンクリート構造物取壊し	無筋構造物	m3	0.84	
コンクリート構造物取壊し	鉄筋構造物	m3	2.73	

排水管撤去



数 量 表		10m当り		
項 目	区 分	単位	数 量	摘 要
コンクリート構造物取壊し	φ 300	m3	0.31	

本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	撤去構造図(草加地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	1:10	図面番号	24 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		

数量総括表
(草加地区)

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
道路改良【草加地区】		式	1	
道路土工		式	1	
掘削工(IGT)		式	1	
掘削(IGT)	土砂 オープンカット 障害無し 5,000m3未満	m3	1,200	
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1,070	
整地	残土受入れ地での処理	m3	1,100	
路体盛土工(IGT)		式	1	
路体(築堤)盛土(IGT)		m3	1,000	
土砂等運搬 現場～仮置場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	1,070	
積込(ルース)	土砂 土量50,000m3未満	m3	1,100	
法面工		式	1	
かご工		式	1	
ふとんかご	幅 120cm 高さ 50cm 階段式 高さ50cm×幅120cm 割栗石 150-200mm	m	12	
カルバート工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し	土砂	式	1	
基面整正		式	1	
プレキャストカルバート工		式	1	
プレキャストボックス(1)	内幅 0.3m 内高 0.3m	m	47.4	
プレキャストボックス(2)	内幅 0.5m 内高 0.5m	m	3.0	
プレキャストボックス(3)	内幅 0.6m 内高 0.6m	m	76.5	
排水構造物工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り(小規模)	土砂	式	1	
埋戻し(小規模)	土砂	式	1	
側溝工		式	1	
プレキャストU型側溝	PU3-300×300	m	24	
側溝蓋	3種 412×95×500	枚	49	

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	摘要
集水樹・マンホール工		式	1	
現場打ち集水樹(1)	現場打材 18-8-25(高炉) 500×500×600 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水樹(2)	現場打材 18-8-25(高炉) 500×500×1200 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水樹(3)	現場打材 24-12-25(高炉) 800×800×1600 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水樹(4)	現場打材 24-12-25(高炉) 800×800×1650 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水樹(5)	現場打材 24-12-25(高炉) 900×900×1050 法面作業補正無	箇所	1	
現場打ち集水樹(6)	現場打材 24-12-25(高炉) 900×900×1560 法面作業補正無	箇所	1	
蓋	グレーチング 蓋(T-25) 500用	枚	2	
蓋	グレーチング 蓋(T-25) 800用	枚	2	
構造物撤去工		式	1	
作業土工		式	1	
床掘り(小規模)	土砂	式	1	
床掘り	土砂	式	1	
埋戻し(小規模)	土砂	式	1	
埋戻し	土砂 最大埋戻幅1m以上4m未満	式	1	
埋戻し	土砂 最大埋戻幅4m以上	式	1	
構造物取壊し工		式	1	
コンクリート構造物取壊し(無筋)	無筋構造物 機械施工	m3	49	
コンクリート構造物取壊し(有筋)	鉄筋構造物 機械施工	m3	9	
舗装版破砕	アスファルト舗装版 舗装版厚 19cm	m2	480	
運搬処理工		式	1	
殻運搬	アスファルト殻	m3	92	
殻運搬	コンクリート殻(無筋)	m3	49	
殻運搬	コンクリート殻(鉄筋)	m3	9	
殻処分	アスファルト殻	m3	92	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	49	
殻処分	コンクリート殻(鉄筋)	m3	9	
仮設工		式	1	
交通管理工		式	1	
交通誘導警備員		式	1	

工 事 名	R7国道4号東埼玉道路(専用部) 八潮地区地盤改良その2工事		
図 面 名	数量総括表(草加地区)		
作成年月日	令和 8 年 6 月 日		
縮 尺	—	図面番号	25 / 25
会 社 名	セントラルコンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 北首都国道事務所		